



嘉手納町

第1期こども計画

第3期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

嘉手納町

はじめに

今日の社会において、少子化は社会全体に多大な影響を及ぼし、将来的な労働力の減少や経済成長の停滞を招く懸念があることから、子どもや若者に対する施策の充実が急務とされています。また、児童虐待や不登校、インターネット上での様々なトラブルといった深刻な問題の増加が子どもたちの健全な成長を妨げる要因となっており、早急な対応が求められています。子どもたちの健やかな成長と子育てを支える環境の整備は、未来を担う重要な課題であり、地域全体で取り組む必要があります。



この度、本町では、すべての子どもが安心して成長できる環境を整備し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる嘉手納町を目指し、令和7年度から令和11年度までの5年間に計画期間とする「嘉手納町第1期こども計画 第3期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画は、「平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな ～子育てするなら嘉手納町～」を基本理念に掲げ、子育て支援や保育サービスの充実、教育環境の整備など、多岐にわたる施策が盛り込まれています。

子どもたちが安心して成長できる環境の整備に向け、子どもたちに関わる全ての関係者が一体となってこの計画の取組を総合的に進めてまいります。

終わりに、この計画の策定にあたりご尽力いただいた「嘉手納町子ども・子育て会議」の委員各位をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民の皆さまや関係機関に対しまして、心より感謝申し上げます。

令和7年3月 嘉手納町長 當山 宏

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
5 策定体制	5

第 2 章 嘉手納町の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況	7
2 就業の状況	10
3 少子化の状況	13
4 母子保健に関する状況	18
5 アンケート調査結果概要	21
6 現行計画評価	37
7 現状・課題の整理	45

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策体系	49

第 4 章 施策の展開

基本目標1 ライフステージを通じた重要施策	51
基本目標2 ライフステージ別の重要施策	59
基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要施策	67

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画

1 区域の設定	71
2 教育・保育の量の見込み	72
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	74

第 6 章 推進体制

1 計画の進捗管理・評価方法	87
2 計画の進捗状況の公表	87
3 関係機関との連携強化	87

参考資料

1. 嘉手納町子ども・子育て会議条例	89
2. 嘉手納町子ども・子育て会議委員名簿	91
3. 用語解説	92

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子育て家庭の孤立、育児不安が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

また、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化し、子どもの貧困やいじめ、虐待、不登校や引きこもりなどの深刻な社会現象に加え、スマートフォンやSNSの普及により、子どもや若者がサイバー犯罪や闇バイトなどの危険にさらされています。

本町では、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から「第1期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき『平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育む町かてな』を基本理念とし、子育て施策に取り組んできました。

この間、国では令和5年4月1日に子どもに関係する行政の一元化や取組の強化を目的とした「こども家庭庁」を創設し、合わせて「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「こどもの貧困対策の推進に関する法律」をまとめた「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

「嘉手納町第1期こども計画 第3期子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」といいます。）」は、「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、国や県の動向、本町の実情を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」に、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「少子化対策基本計画」及び「子ども・若者計画」の施策を統合し、一体的に策定します。

こども施策に関する大綱

- こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

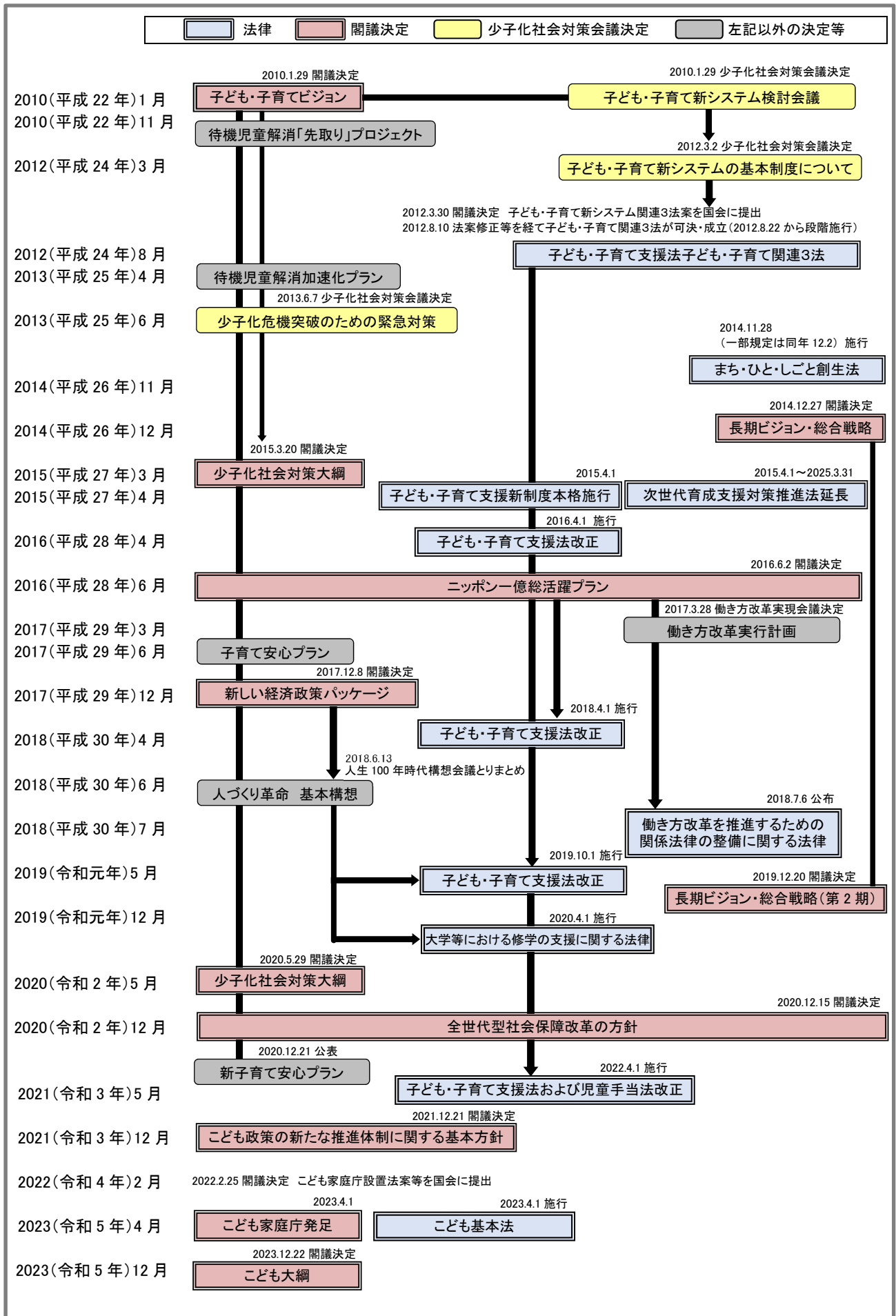
こども計画の策定

- こども大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映

- こどもや子育ての当事者の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

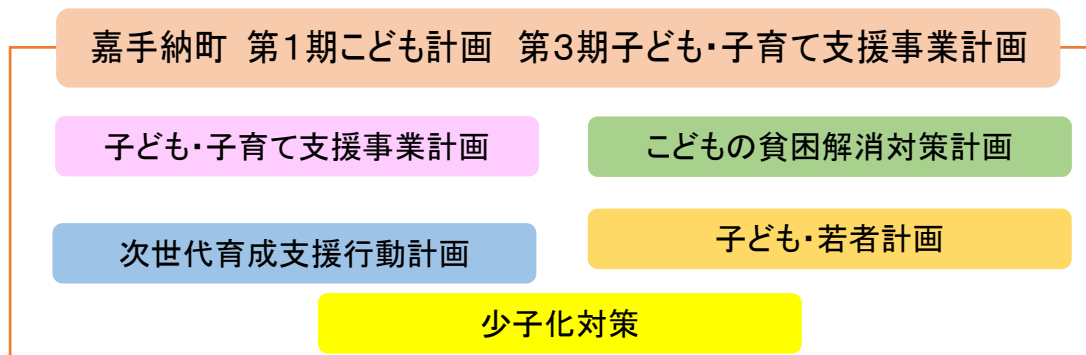
これまでの少子化対策



2 計画の性格

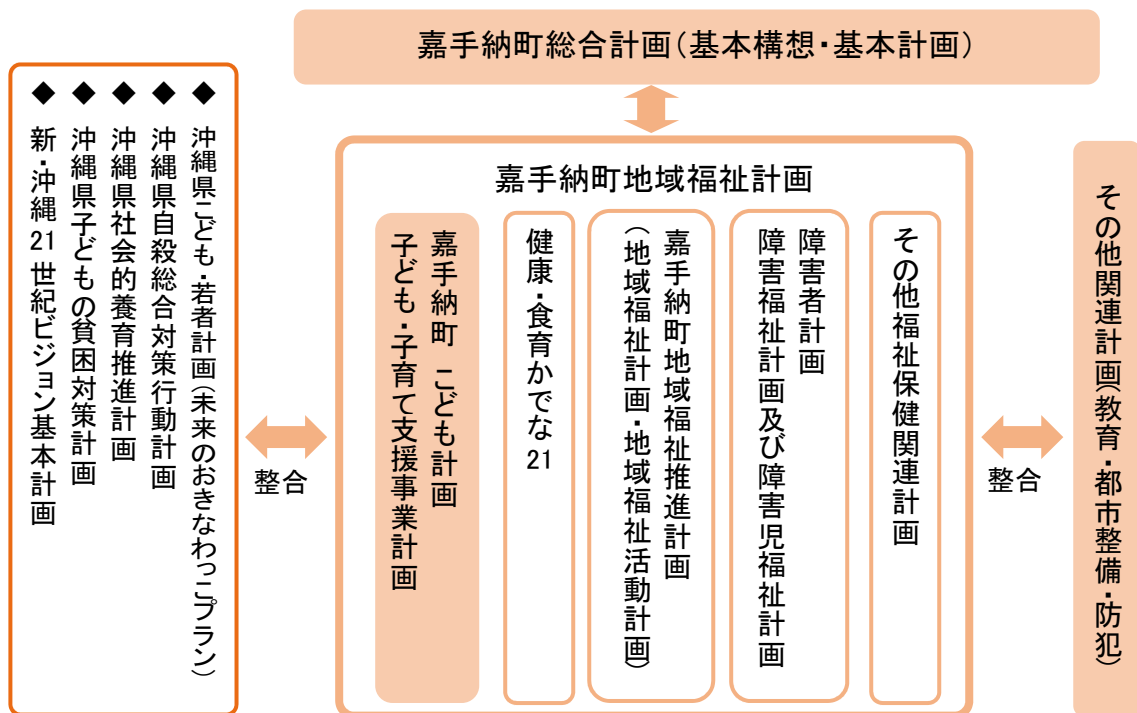
本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることから、以下の子育て関連計画を一体的に策定するものとします。

- ①子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困解消対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策



3 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「嘉手納町総合計画」をはじめ、地域福祉推進の基本的な方向性を定める「嘉手納町地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の子ども・子育てに関する分野別計画であり、その他「嘉手納町障害者計画」「障害福祉計画及び障害児福祉計画」などの関連計画及び沖縄県の関連計画と整合性を図り策定するものです。



4 計画期間

本計画の期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行い、令和11年度に計画の見直しを行うものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等、弾力的な対応を図ります。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画									
					嘉手納町第1期こども計画／第3期子ども・子育て支援事業計画				
							中間 見直し		計画 見直し

5 策定体制

(1) 嘉手納町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に町民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「保育事業者」、「学識経験者」などから構成される「嘉手納町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。嘉手納町内に在住する就学前児童（0～5歳）と就学児童（小学1年生～6年生）のいる世帯、小学5年生児童、中学2年生と高校2年生等の生徒及びその世帯を対象に、その量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和6年1月19日 ～ 令和6年2月9日

◆調査方法：郵送・施設及び学校配布、郵送・施設・学校・WEB回収

◆調査対象

	調査対象者	配布数	回答数	回答率
1	就学前児童保護者	594	243	40.9%
2	小学生保護者（嘉手納・屋良小学校全員） 小学1,2,3,4,6年生保護者	815	252	30.9%
	小学校5年生保護者	141	104	73.8%
3	小学5年生 （嘉手納・屋良小学校の5年生全員）	141	104	73.8%
4	中学2年生 （嘉手納中学校の2年生全員）	152	56	36.8%
5	中学2年生保護者（4の保護者）	152	56	36.8%
6	高校2年生相当年齢の者	143	19	13.3%
7	高校生等保護者（6の保護者）	143	19	13.3%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く町民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和7年2月21日～令和7年3月12日

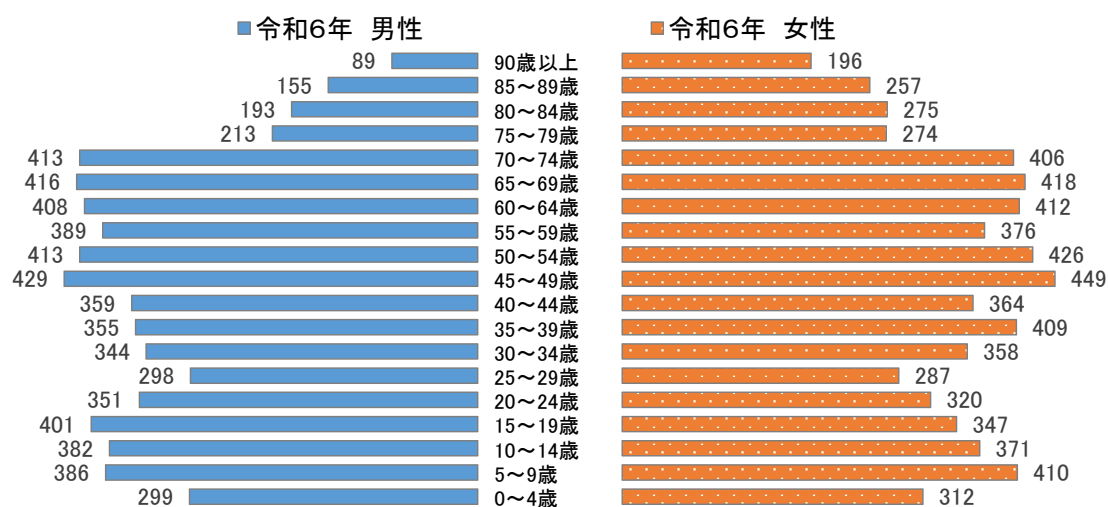
第2章 嘉手納町の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口と人口構造

嘉手納町の令和6年4月1日現在の総人口は、12,960人（男性6,293人、女性6,667人）です。年代別では、40～60代が比較的多く、20代が少なくなっています。

年齢階級別人口（令和6年4月1日時点）

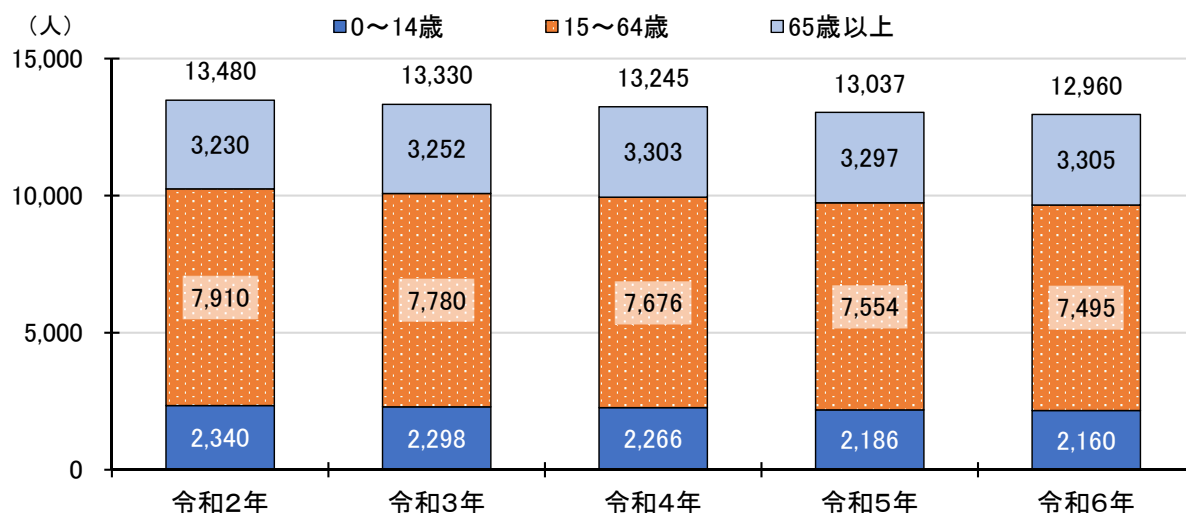


資料：嘉手納町住民基本台帳

(2) 総人口と年齢3区分別人口の推移

嘉手納町の総人口は、令和2年の13,480人から年々減少し、令和6年には12,960人と、520人減少しています。年齢3区分別でみると、令和2年から令和6年で、0～14歳人口は180人減少、15～64歳人口は415人減少、65歳以上人口は75人増加しています。

人口の推移

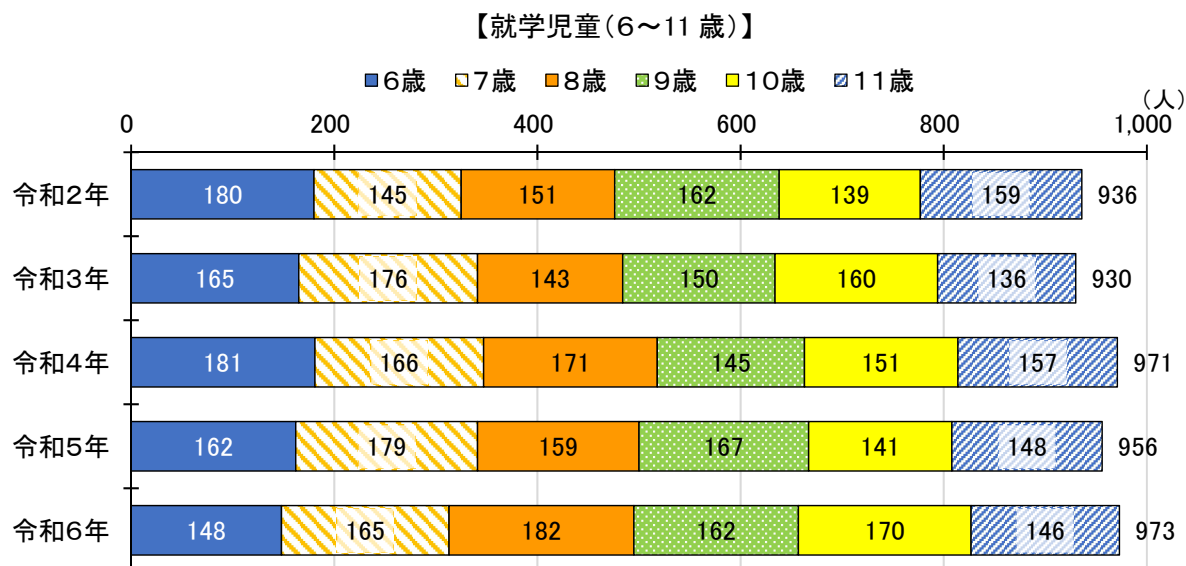
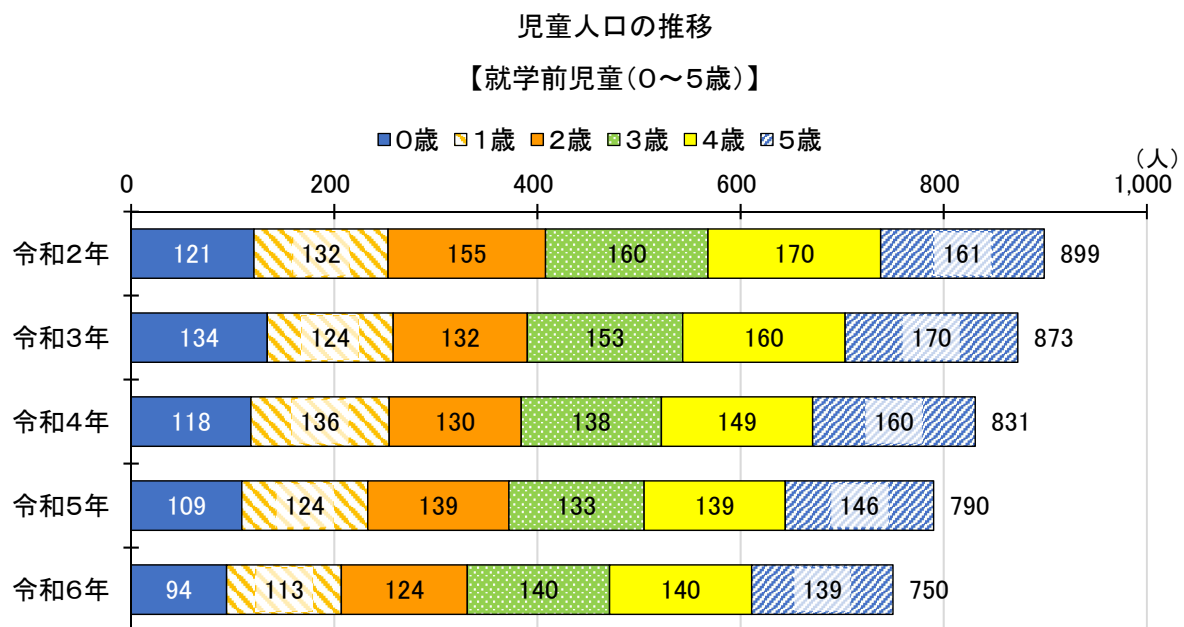


資料：令和2～6年：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 児童人口の推移

嘉手納町の児童人口を就学前児童（0～5歳）、就学児童（6～11歳）でみると、就学前児童人口は、令和2年の899人から年々減少し、令和6年には750人と、149人減少しています。

就学児童人口は、令和2年から減少と増加を繰り返しながら推移しており、令和6年には973人となっています。

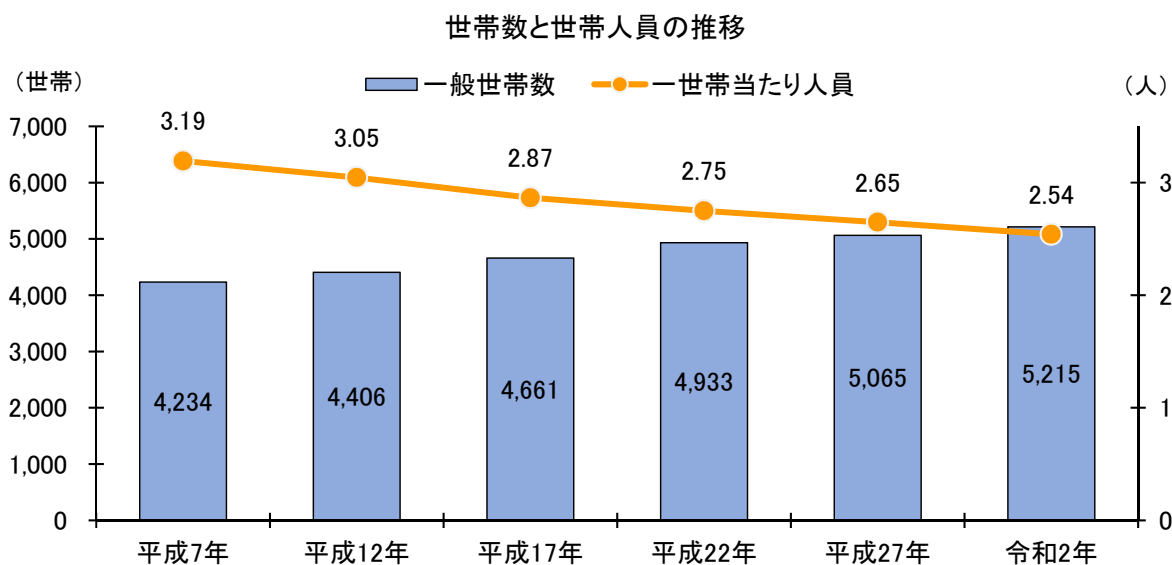


資料：令和2～6年：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(4) 世帯数の推移

嘉手納町の一般世帯数は平成7年の4,234世帯から増加傾向で推移しており、令和2年には5,215世帯となっています。

一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成7年の3.19人から令和2年には2.54人となっており、核家族化・少子化が進んでいることがうかがえます。

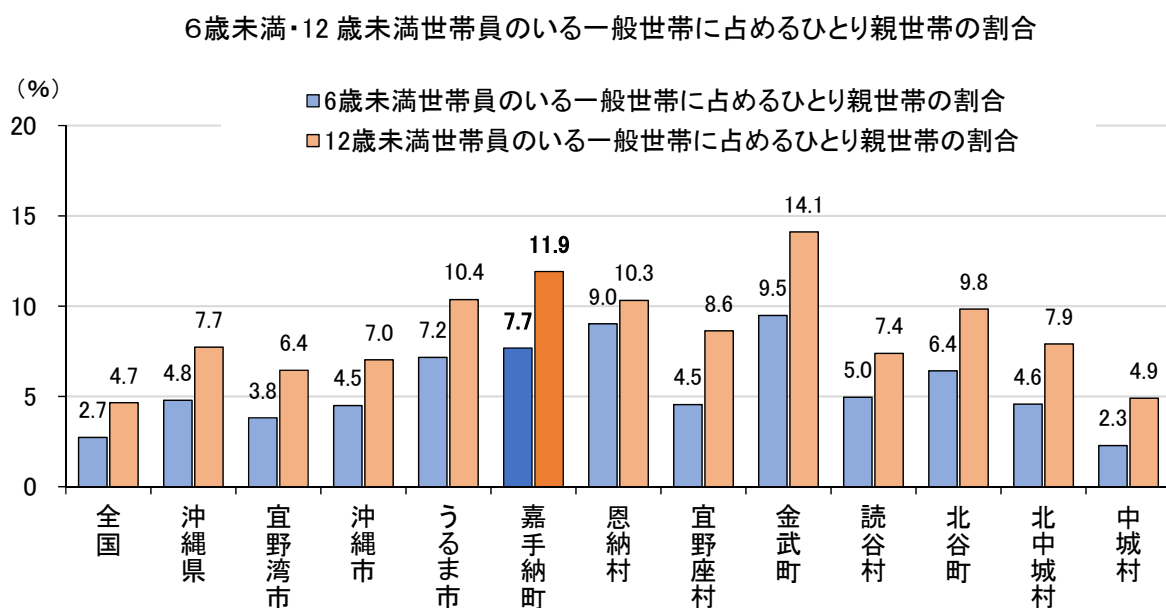


資料: 国勢調査

(5) ひとり親世帯の割合

令和2年の嘉手納町のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では 7.7%、12歳未満世帯員のいる世帯では 11.9%となっています。

嘉手納町のひとり親世帯の割合は、国や県より高く、中部保健所管内でも高い水準となっています。

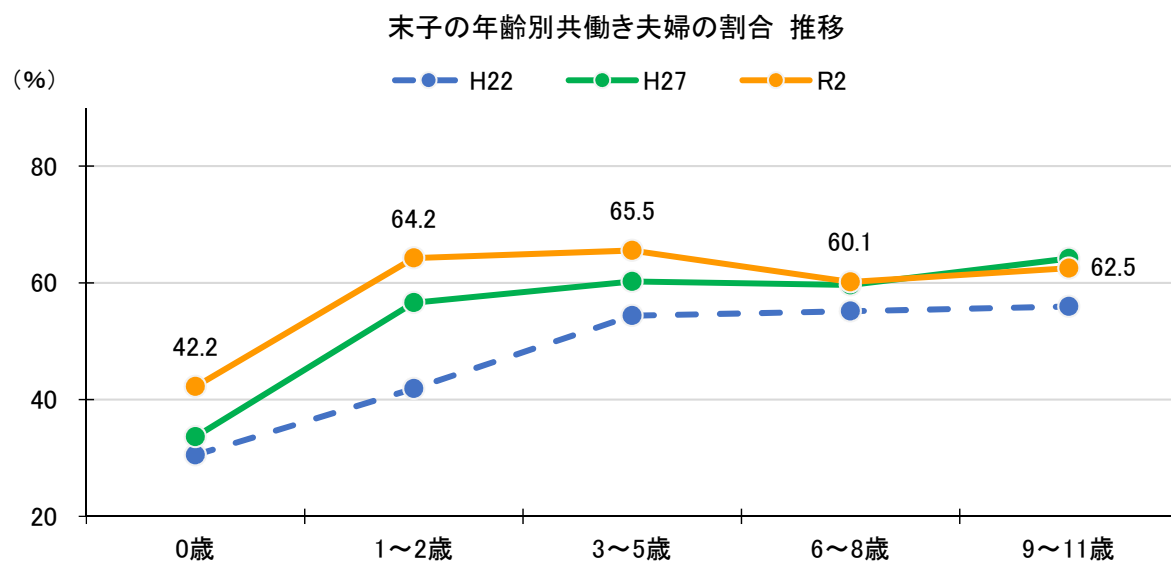


資料: 国勢調査

2 就業の状況

(1) 共働き夫婦の割合

末子の年齢別に共働き夫婦の割合の推移をみると、末子が未就学児（0～5歳）の場合、末子の年齢が上がるにつれ、共働きの割合も上昇しています。令和2年では、末子が1歳以上の家庭において、60%以上が共働きとなっています。

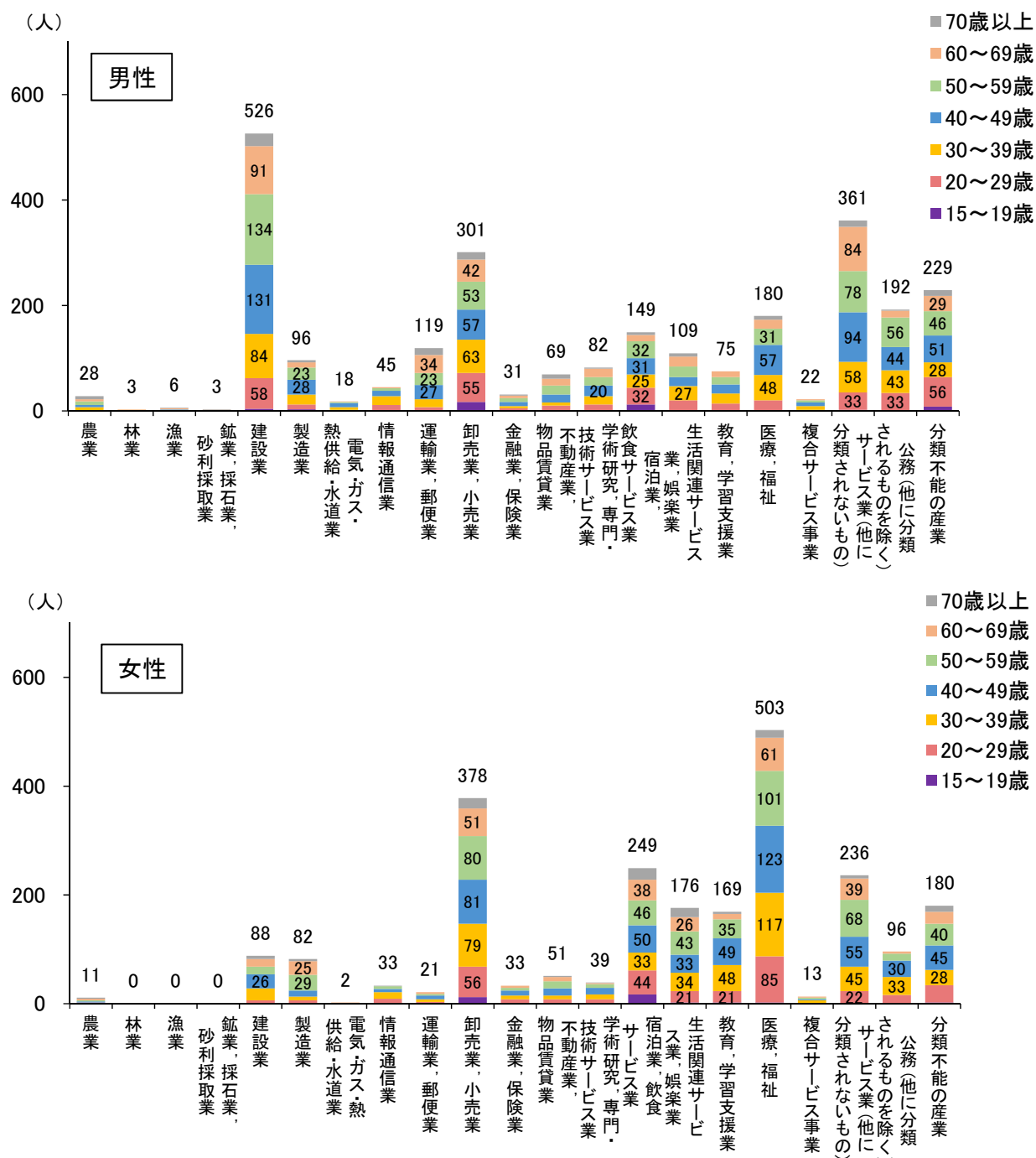


資料: 国勢調査

(2) 就労の状況

嘉手納町の令和2年の就業者人口は、男性2,644人、女性2,360人となっています。産業分類別男女就業者数をみると、男性は「建設業」が526人と最も多く、次いで「サービス業」が361人、女性は「医療、福祉」が503人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が378人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成（嘉手納町 令和2年）



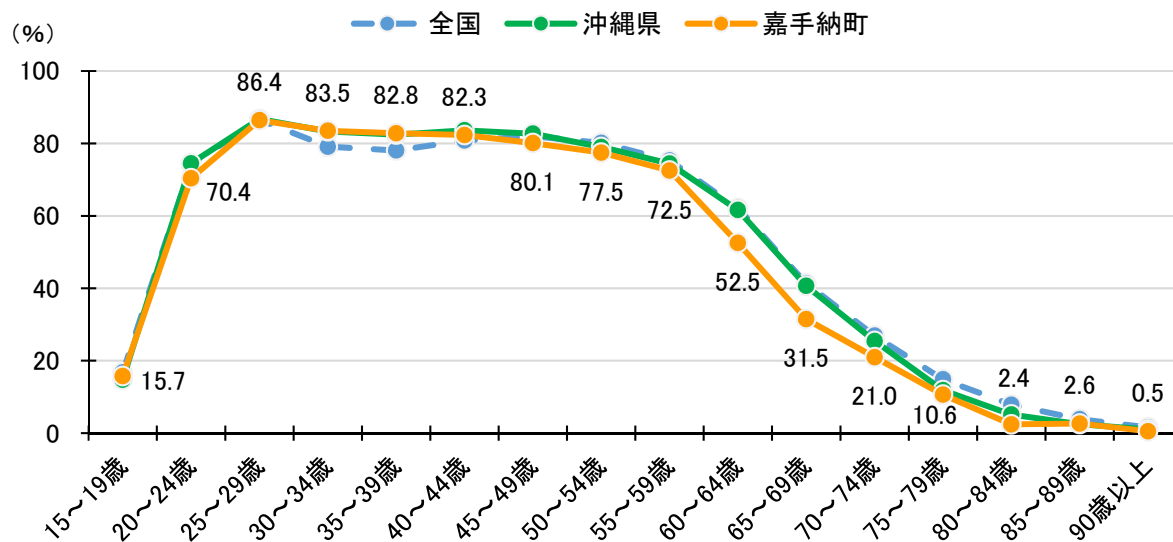
資料：国勢調査

(3) 女性の労働力率

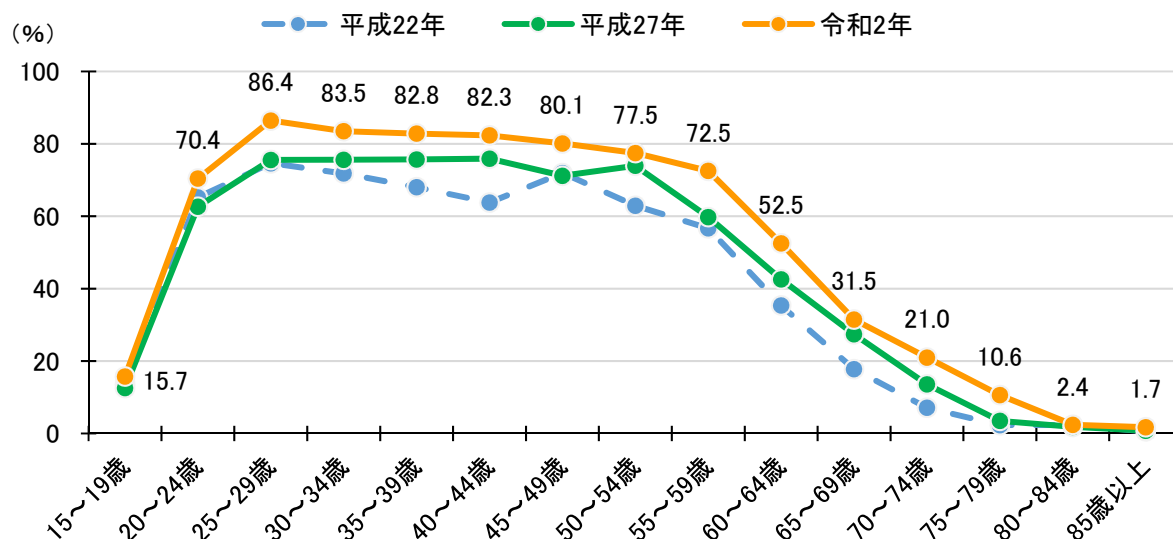
嘉手納町の令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、60歳未満では、ほぼ県と同等となっており、60歳以上では県より低くなっています。

平成22年から令和2年までの推移をみると、20歳以上の全年齢階級において、労働力は上昇しています。

女性の年齢階級別労働力率(令和2年 国・県との比較)



女性の年齢階級別労働力率の推移(嘉手納町)



資料:国勢調査

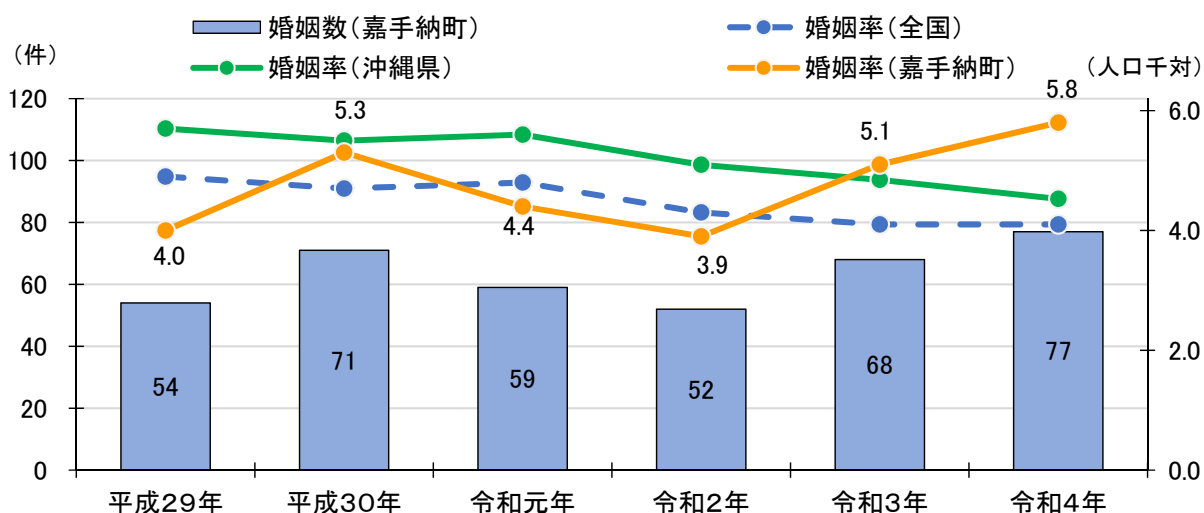
3 少子化の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

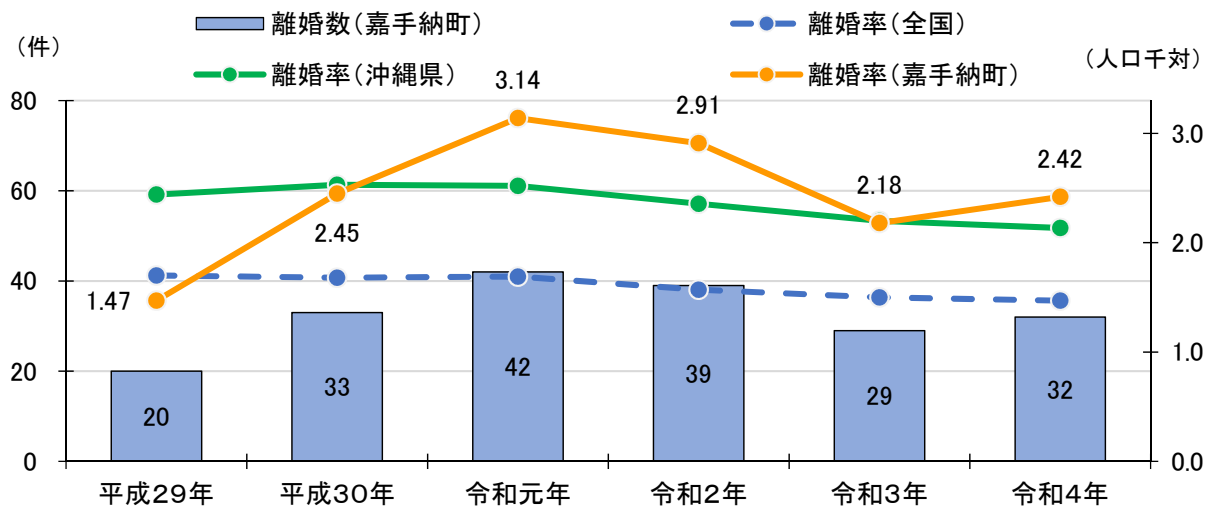
嘉手納町の婚姻数は、令和2年の52件から年々増加しており、令和4年には77件となっています。婚姻率は、令和3年以降は国や県よりも高い水準となっています。

離婚数は、令和元年の42件から令和3年には29件と減少傾向にありましたが、令和4年には32件と再び増加しています。離婚率は、平成29年は国と県を下回っていましたが、令和元年にかけて急激に上がり、その後は県と同等若しくは県よりも高い水準で推移しています。

婚姻件数・婚姻率の推移



離婚件数・離婚率の推移

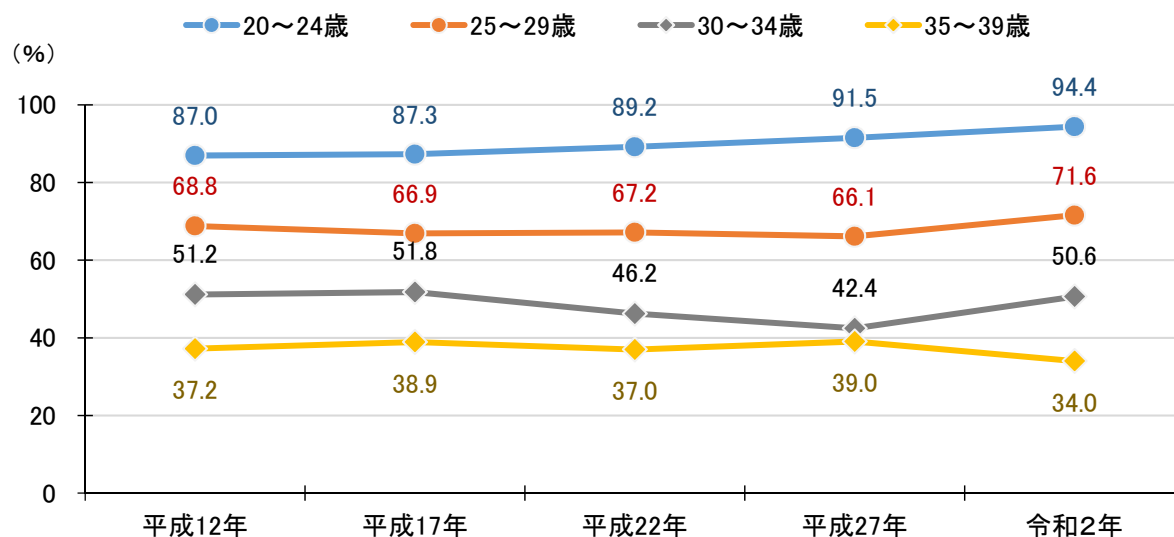


資料：人口動態総覧

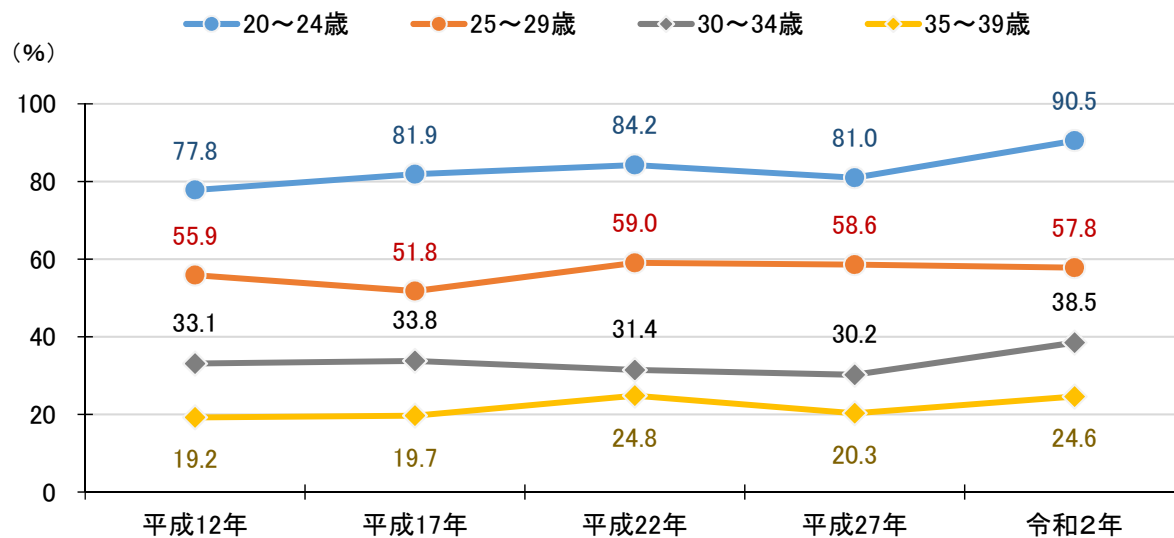
(2) 未婚率の推移

嘉手納町の5歳階級別未婚率の推移をみると、男性の35～39歳、女性の25～29歳を除いたいずれの年齢層においても、平成27年から令和2年にかけて上昇しています。

5歳階級別未婚率の推移(男性)



5歳階級別未婚率の推移(女性)



資料:国勢調査

(3) 出生数・出生率の推移

嘉手納町における出生数は、平成30年の137人から減少傾向で推移しており、令和4年には116人となっています。

同様に、嘉手納町の出生率は、平成30年の10.2から下降傾向で推移しており、国より高く、県より低い水準となっています。

嘉手納町

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	137	122	128	116	116
出生率 (人/人口千人)	10.2	9.1	9.5	8.7	8.8

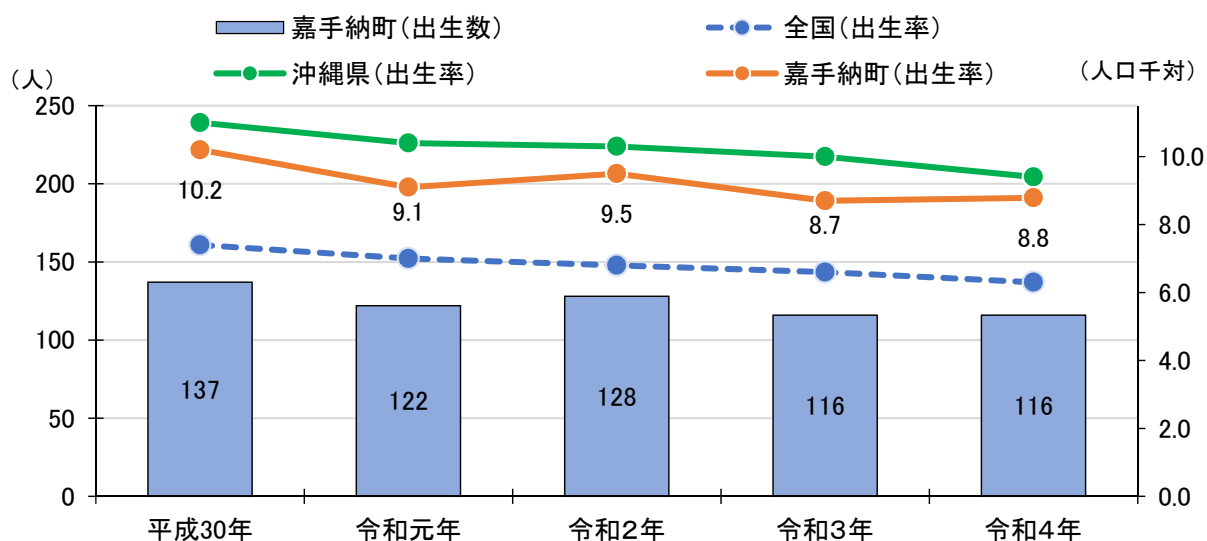
沖縄県

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	15,732	14,902	14,943	14,535	13,594
出生率 (人/人口千人)	11.0	10.4	10.3	10.0	9.4

全国

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率 (人/人口千人)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

出生数・出生率の推移



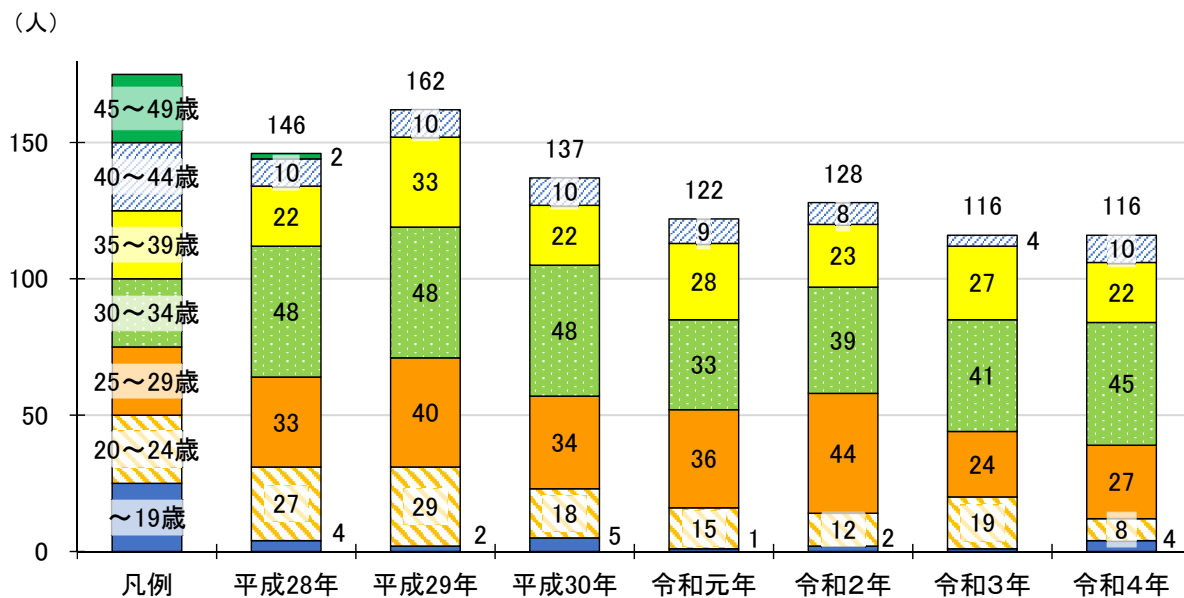
資料:人口動態総覧

(4) 母親の年齢階級別出生数

嘉手納町の母親の年齢階級別出生数をみると、出生数全体のうち「30～34歳」の母親の出産する割合が高い傾向にあります。

また、「20～24歳」の母親が出産する数は減少傾向にあり、「30～34歳」の母親の出産する数は、令和元年に減少しましたが、その後増加傾向にあります。

母親の年齢階級別出生数の推移

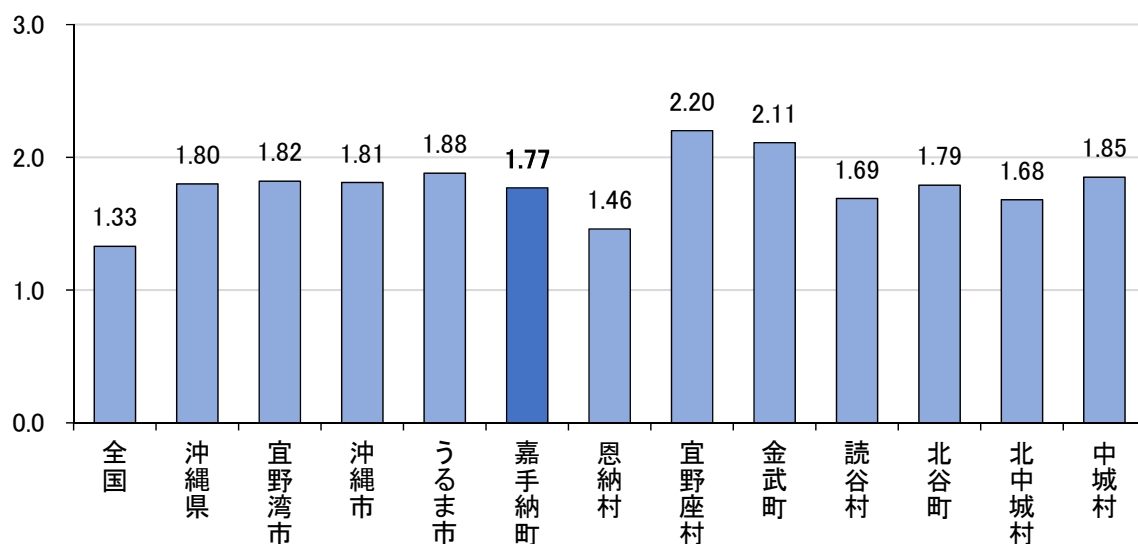


資料：厚生労働省人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

平成30年から令和4年の嘉手納町の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する）は、1.77となっており、国より高く、県より低くなっています。また、中部保健所管内では、嘉手納町は低い水準となっています。

合計特殊出生率 比較(平成30年～令和4年)

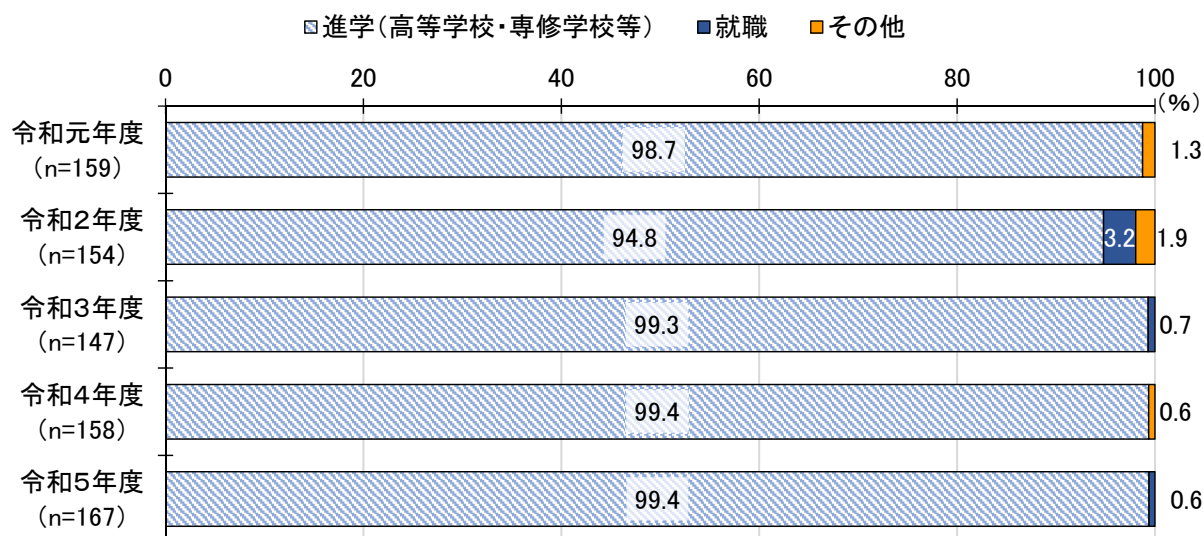


資料:人口動態統計特殊報告

(6) 中学卒業後の進路

嘉手納町の中学生の卒業後の進路をみると、令和元年度卒業から令和5年度卒業まで、進学率は90%以上となっています。就職率は、0.6～3.2%で、進学でも就職でもない「その他」の割合は、0.6～1.9%となっています。

中学卒業後の進路の推移

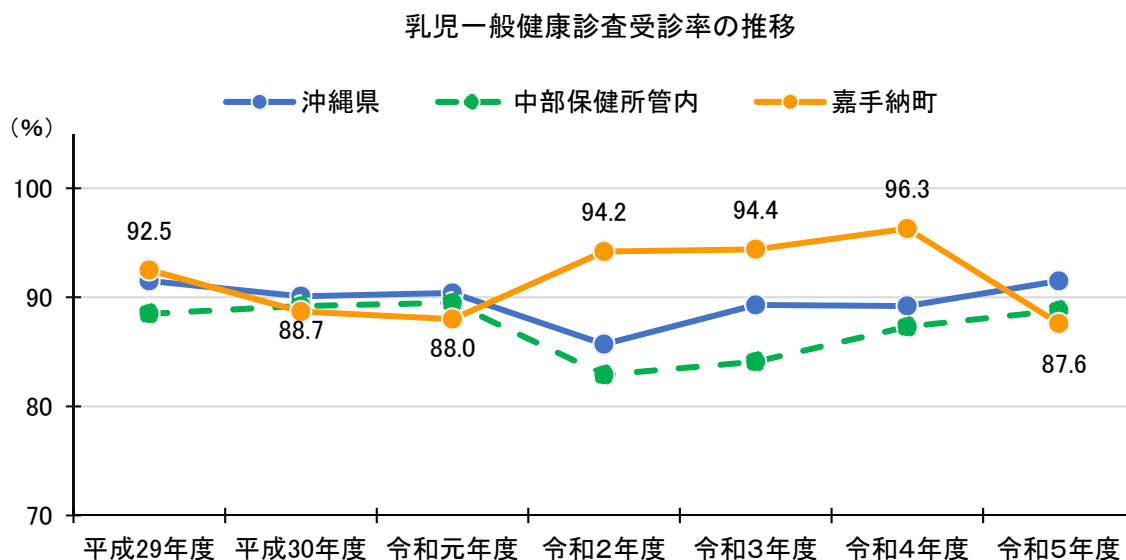


資料:学校基本調査

4 母子保健に関する状況

(1) 乳児一般健康診査（前期3～5か月児、後期9か月～1歳未満児）受診率

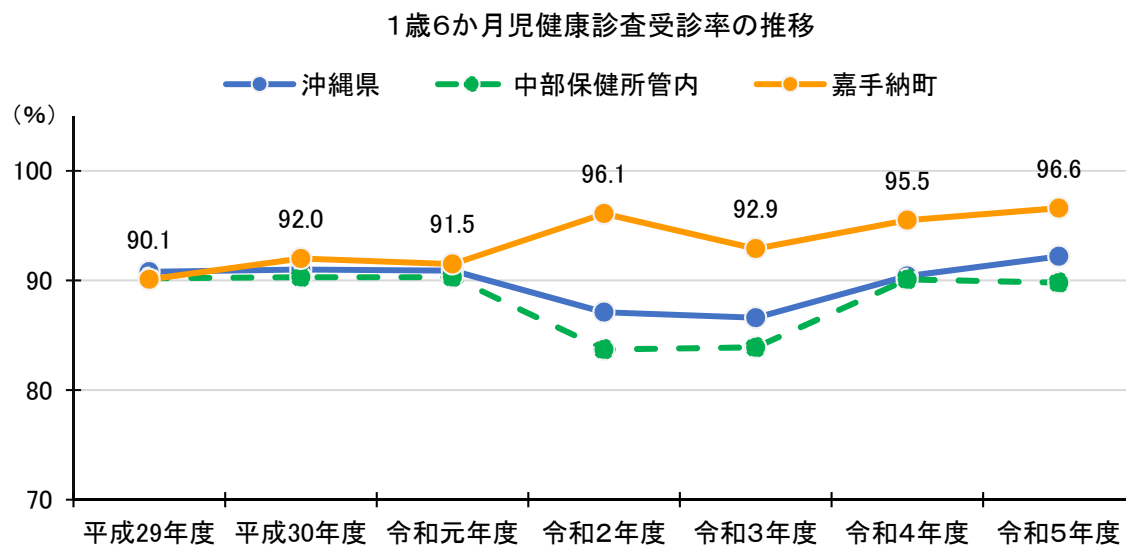
嘉手納町における乳児一般健康診査受診率は、令和2年度に94.2%と大きく上昇し、令和4年度まで県及び中部保健所管内の平均を上回る値で推移していましたが、令和5年度には87.6%と低くなっています。



資料：平成29年度～令和3年度沖縄県の母子保健
令和4年度～令和5年度嘉手納町

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

嘉手納町における1歳6か月児健康診査受診率は、令和元年度まで横ばいで推移していましたが、令和2年度に96.1%と高くなり、令和5年度には96.6%とこれまでで最も高い受診率となっています。

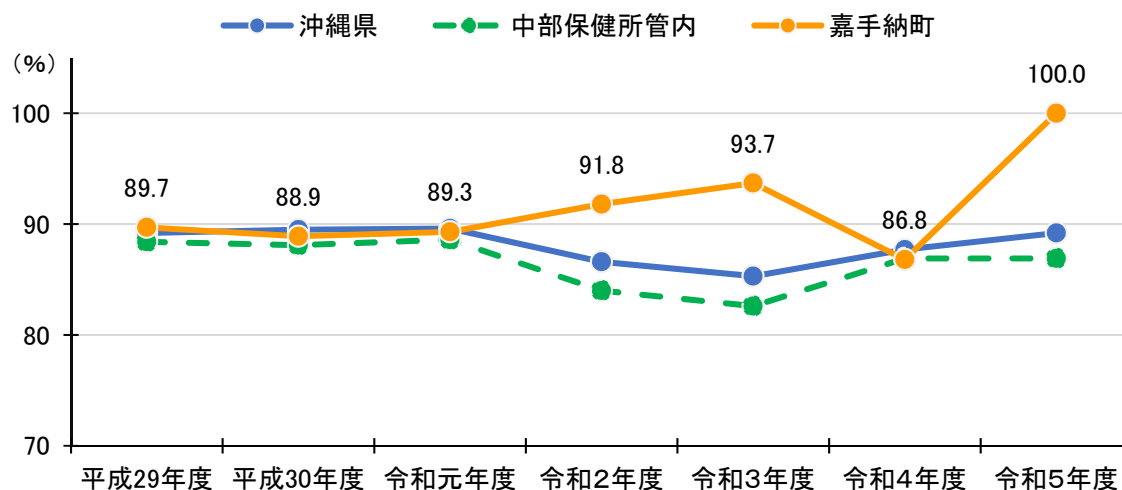


資料：平成29年度～令和3年度沖縄県の母子保健
令和4年度～令和5年度嘉手納町

(3) 3歳児健康診査受診率

嘉手納町における3歳児健康診査受診率は、令和元年度の89.3%から上昇傾向で推移し、令和4年度には86.8%に下がりましたが、令和5年度には100%を達成しています。

3歳児健康診査受診率の推移

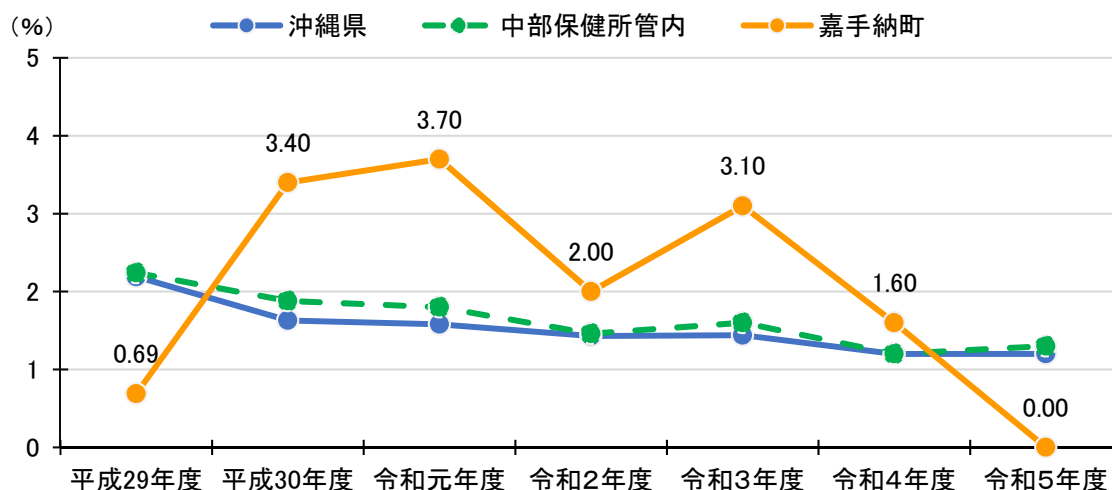


資料：平成29年度～令和3年度沖縄県の母子保健
令和4年度～令和5年度嘉手納町

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

嘉手納町における1歳6か月児むし歯有病者率は、令和元年度には3.70%まで上昇しましたが、令和2年度に2.00%に低下し、令和5年度にはむし歯有病者率0%を達成しています。

1歳6か月児むし歯有病者率の推移

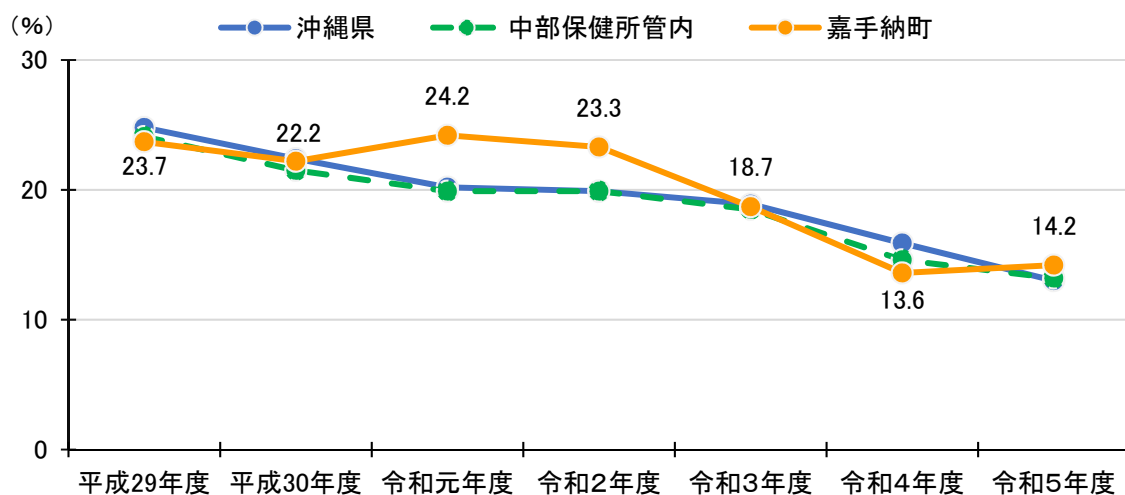


資料：平成29年度～令和3年度沖縄県の母子保健
令和4年度～令和5年度嘉手納町

(5) 3歳児むし歯有病者率

嘉手納町における3歳児むし歯有病者率は、平成29年度の23.7%から令和2年度まで横ばいで推移していましたが、令和3年度以降低下し、令和5年度には14.2%となっています。

3歳児むし歯有病者率の推移



資料：平成29年度～令和3年度沖縄県の母子保健
令和4年度～令和5年度嘉手納町

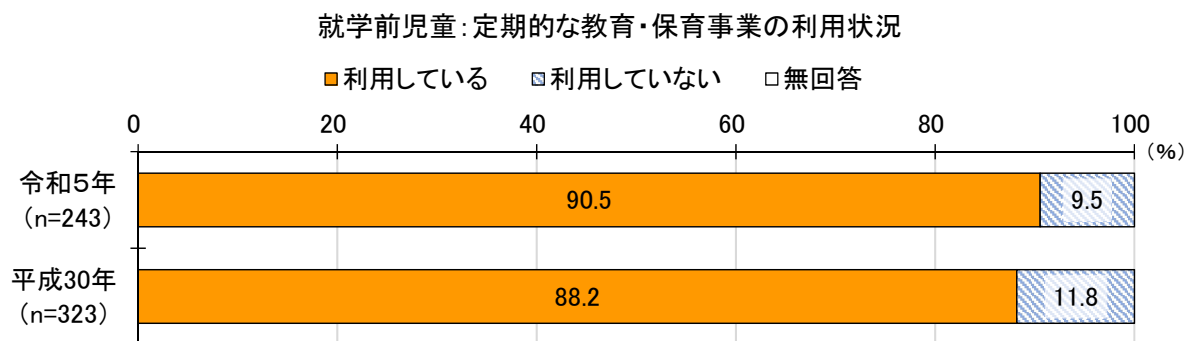
5 アンケート調査結果概要

(1) 子ども・子育て支援事業計画関連調査

①平日の定期的な教育・保育事業の利用について

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が90.5%となっており、前回調査と比較すると2.3ポイント増えています。

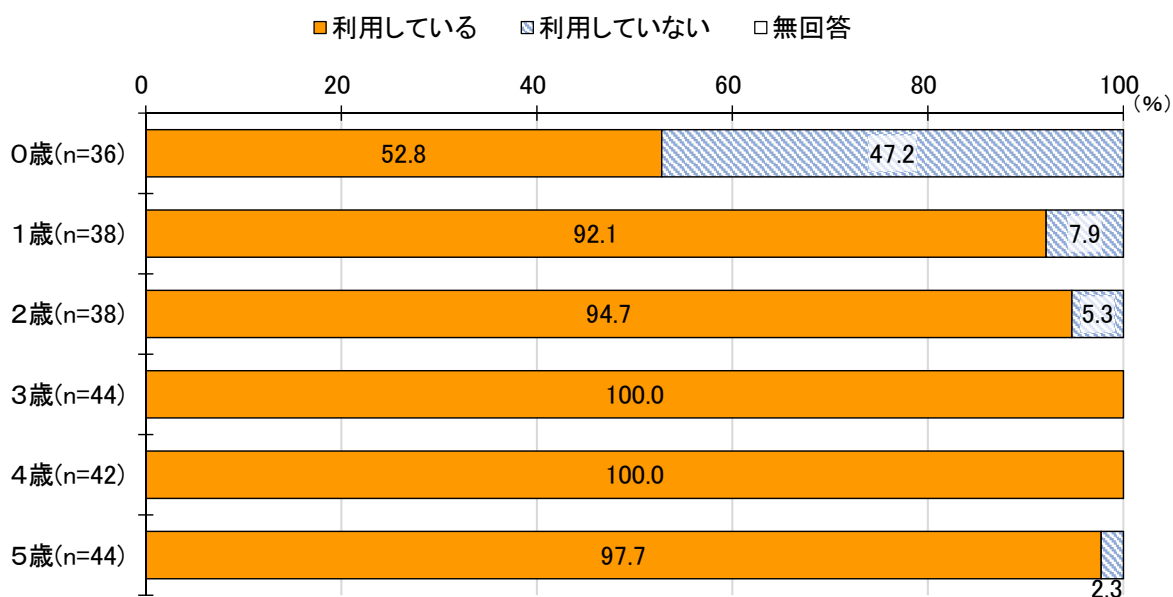
年齢別の利用状況をみると、1歳から5歳までの9割以上が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。



年齢別 教育・保育事業の利用有無

年齢	令和5年(今回)		平成30年(前回)	
	回答者実数	割合	回答者実数	割合
0歳児	36	52.8%	28	39.3%
1歳児	38	92.1%	43	81.4%
2歳児	38	94.7%	53	88.7%
3歳児	44	100.0%	59	98.3%
4歳児	42	100.0%	54	98.1%
5歳児	44	97.7%	54	96.3%
6歳児	—	—	25	100.0%
無回答	1	100.0%	7	57.1%

就学前児童：定期的な教育・保育事業の利用状況(年齢別)

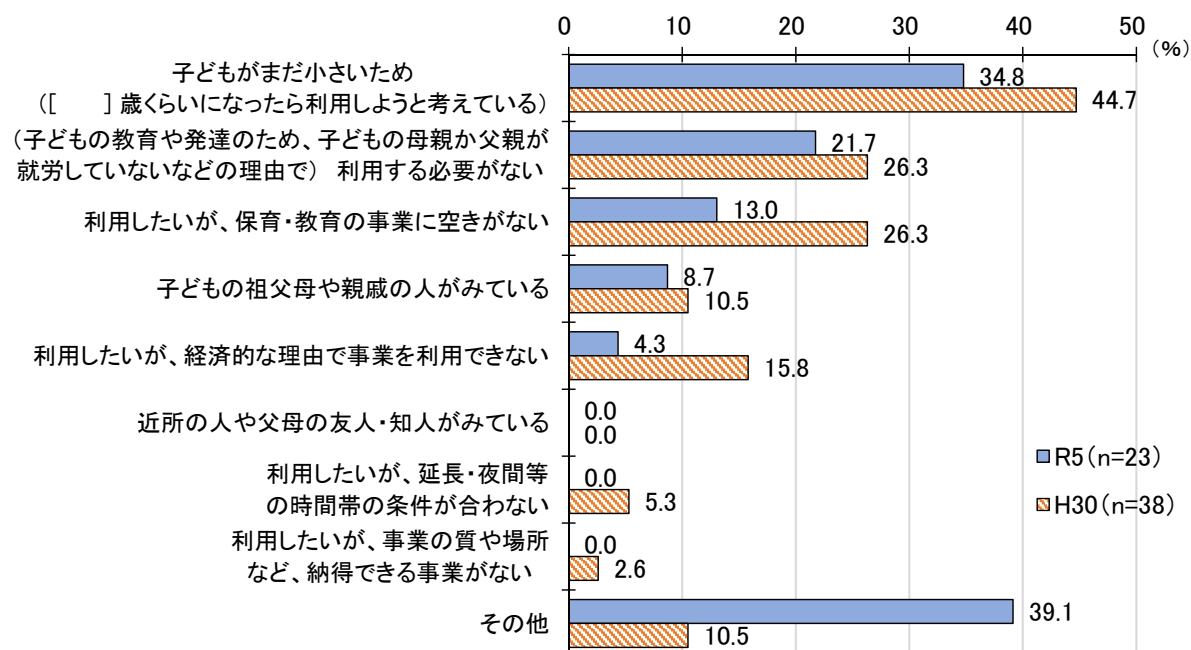


②平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「その他」以外では「子どもがまだ小さいため（〔 〕歳くらいになったら利用しようと考えている）」が 34.8%と最も高く、次いで「（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」が 21.7%となっています。

利用ニーズがあるものの利用できないとの回答（事業に空きがない、経済的理由等）は、前回調査より低くなっています。

就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由



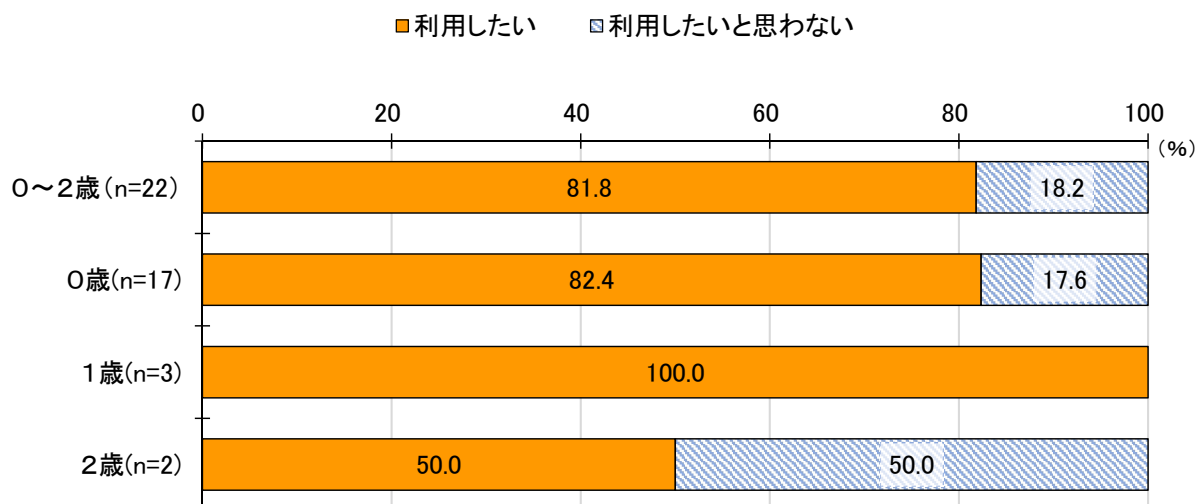
就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（年齢別）

	子どもがまだ小さいため （〔 〕歳くらいになったら利用しようと考えている）	（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で） 利用する必要がない	子どもの祖父母や親戚の人がみている	近所の人や父母の友人・知人がみている	利用したいが、保育・教育の事業に空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	子どもがまだ小さいため （〔 〕歳くらいになったら利用しようと考えている）	その他
0歳児(n=17)	17.6%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	35.3%	52.9%
1歳児(n=3)	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
2歳児(n=2)	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%
3歳児(n=0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4歳児(n=0)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5歳児(n=1)	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体(n=23)	21.7%	8.7%	0.0%	13.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	34.8%	39.1%

③「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設された場合の利用希望

「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合の利用希望について、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない0～2歳の全体では「利用したい」が81.8%となっています。

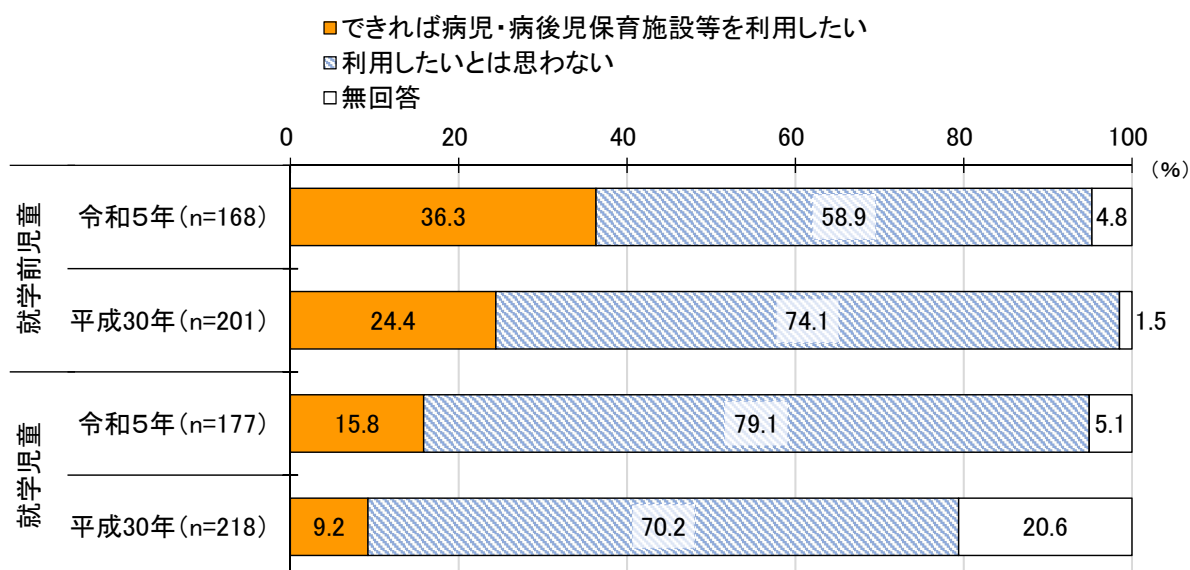
就学前児童：「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用希望（年齢別）
【0歳～2歳 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人のみ】



④病児・病後児保育について

病児・病後児保育について、就学前児童では、利用希望が36.3%で、前回調査の24.4%より11.9ポイント増加しています。就学児童では、利用希望が15.8%で、前回調査の9.2%より6.6ポイント増加しています。

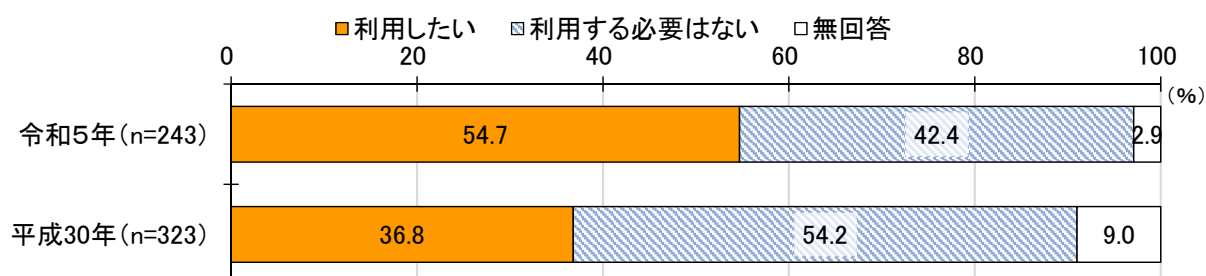
病児・病後児保育の利用希望



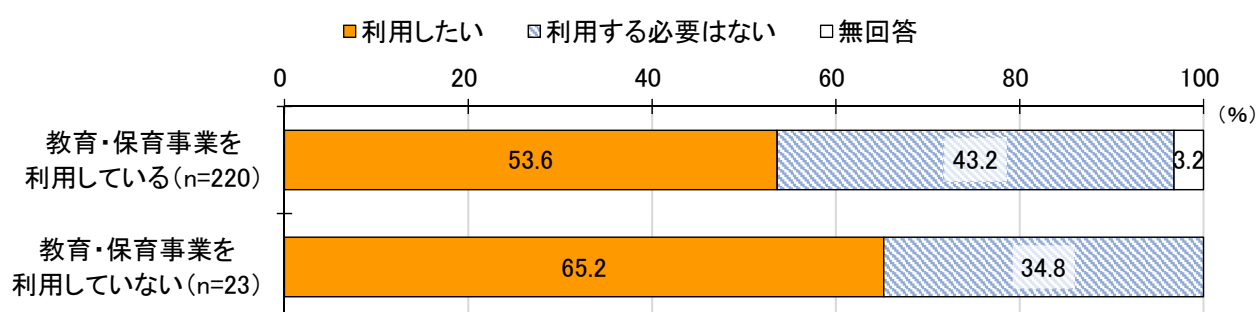
⑤一時預かりについて(就学前児童)

定期的な保育・教育や病気のため以外の、私用・親の通院・不規則の就労等による一時預かりの利用希望について、「利用したい」が54.7%で、前回調査に比べ高くなっています。特に教育保育事業を利用していない方の利用希望が高くなっています。

一時預かりの利用希望(前回比較)



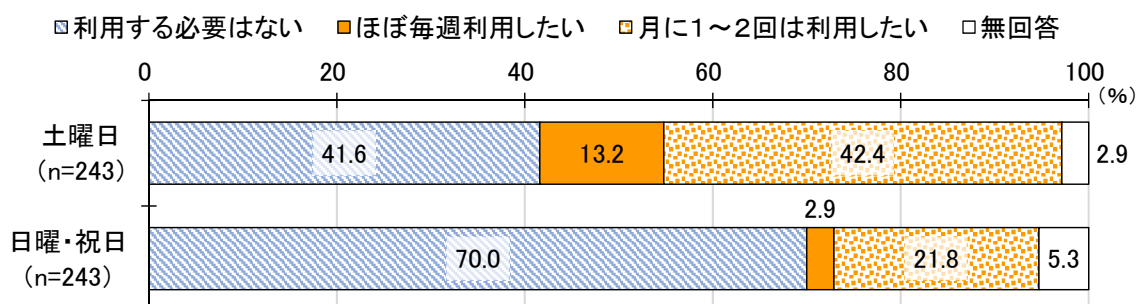
一時預かりの利用希望(教育保育事業の利用別)



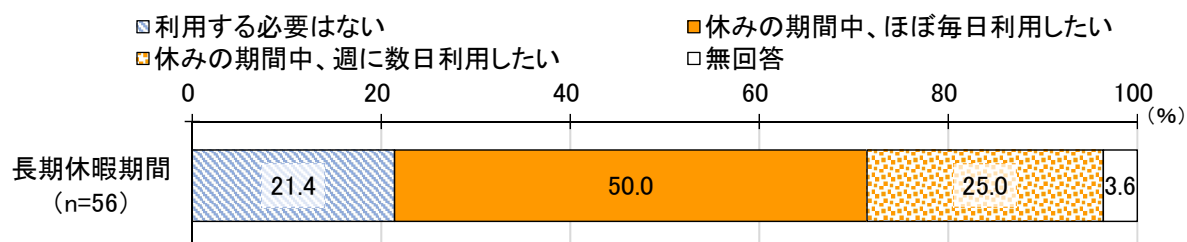
⑥土日・祝日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望(就学前児童)

土日・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について、土曜日では55.6%、日曜・祝日では24.7%となっています。幼稚園を利用している人について、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望は75.0%となっています。

「定期的」な教育・保育事業の利用希望



長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望(幼稚園利用者のみ)

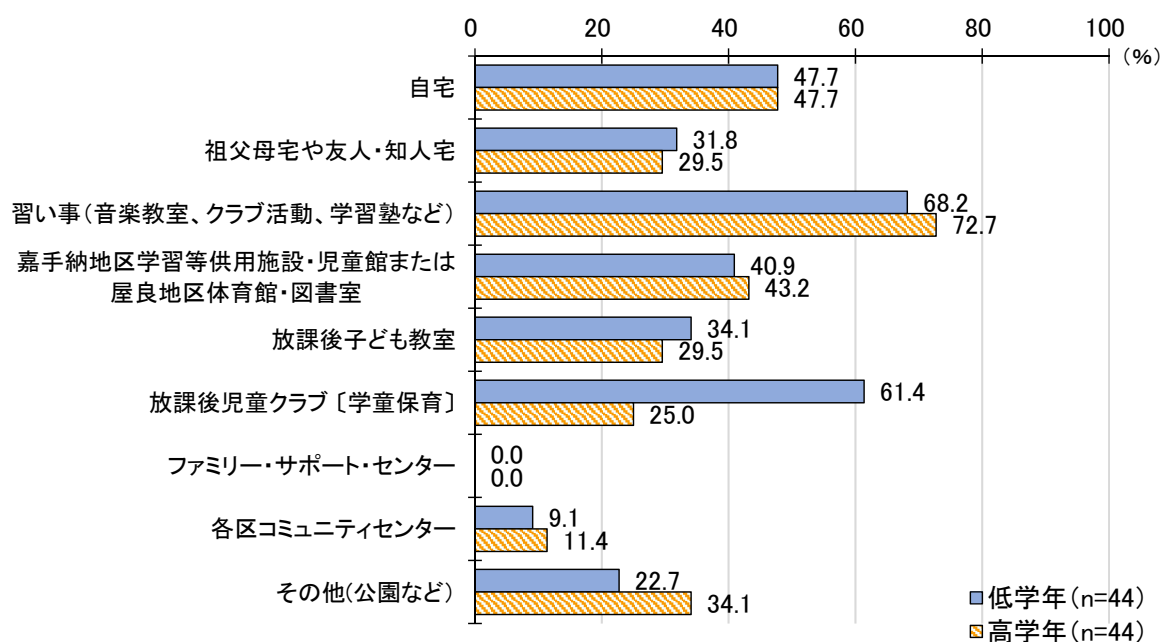


⑦放課後の過ごし方について

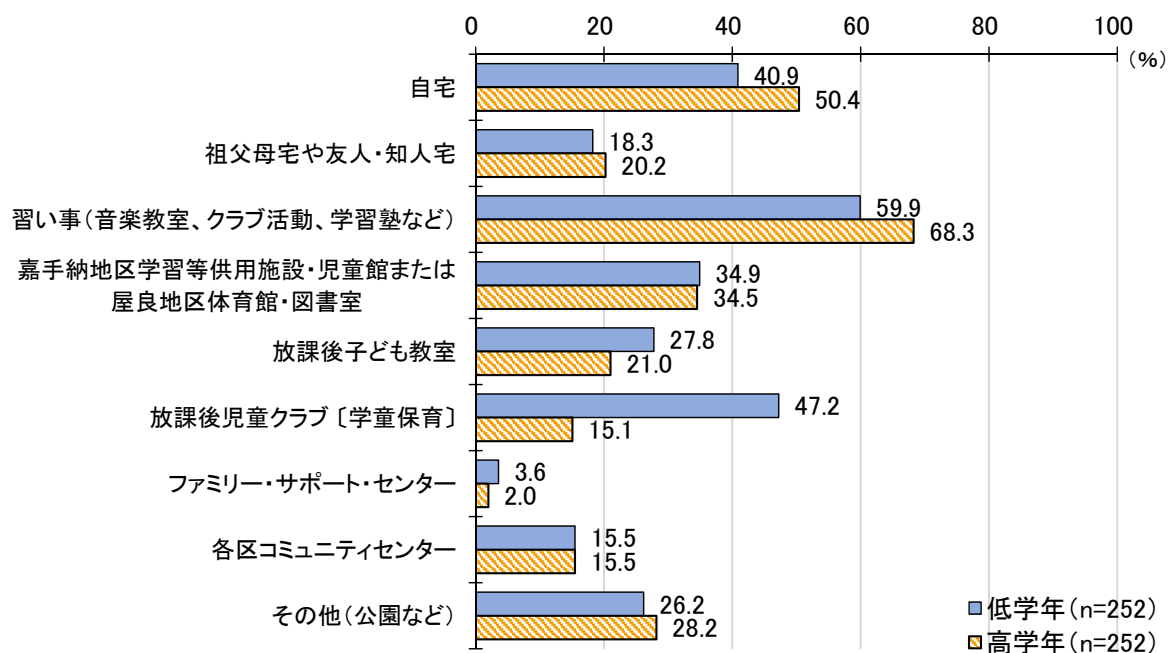
就学前児童(5歳児)が就学した際に、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについて、低学年では「習い事」が68.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の61.4%となっています。高学年では、「習い事」が72.7%と最も高く、次いで「自宅」の47.7%となっています。

就学児童については、低学年では「習い事」が59.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の47.2%となっています。高学年では、「習い事」が68.3%と最も高く、次いで「自宅」の50.4%となっています。

就学前児童(5歳児):放課後の過ごし方についての希望



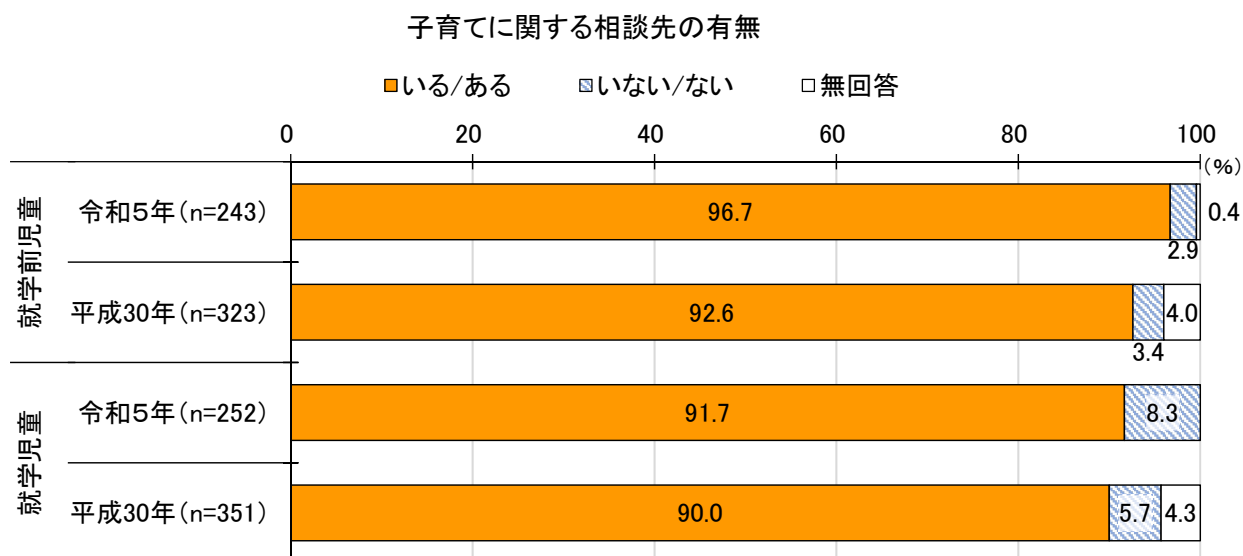
就学児童:放課後の過ごし方についての希望



(2) 次世代育成支援行動計画関連調査

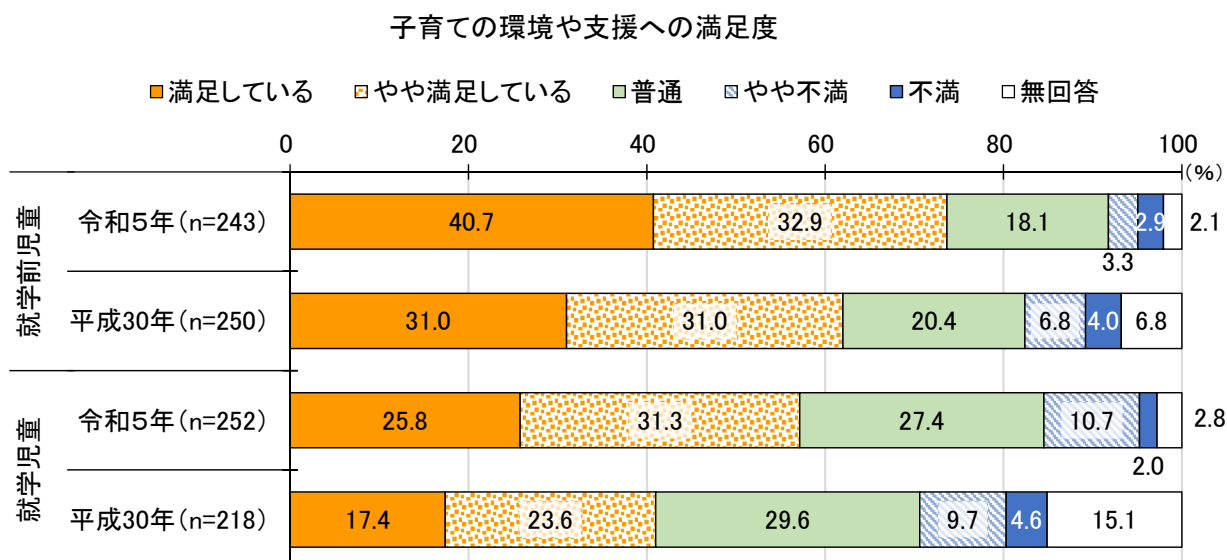
①子育てに関する相談先の有無

子育てに関する相談相手や相談場所があるかについて、「いる/ある」は就学前児童が96.7%、就学児童が91.7%となっており、ともに前回調査と比較すると高くなっています。



②地域における子育ての環境や支援への満足度

『満足している(「満足している」と「やや満足している」の合計)』は就学前児童が73.6%、就学児童が57.1%となっており、ともに前回調査と比較すると高くなっています。

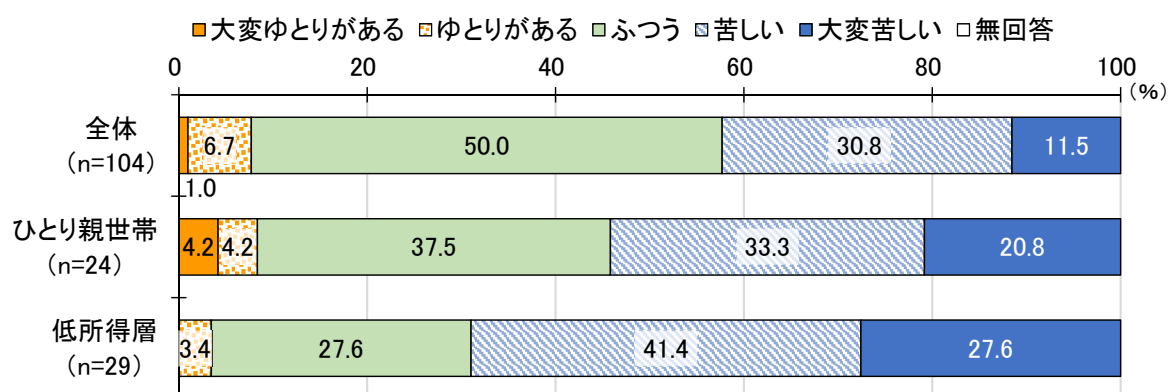


(3) こどもの貧困解消対策計画関連調査

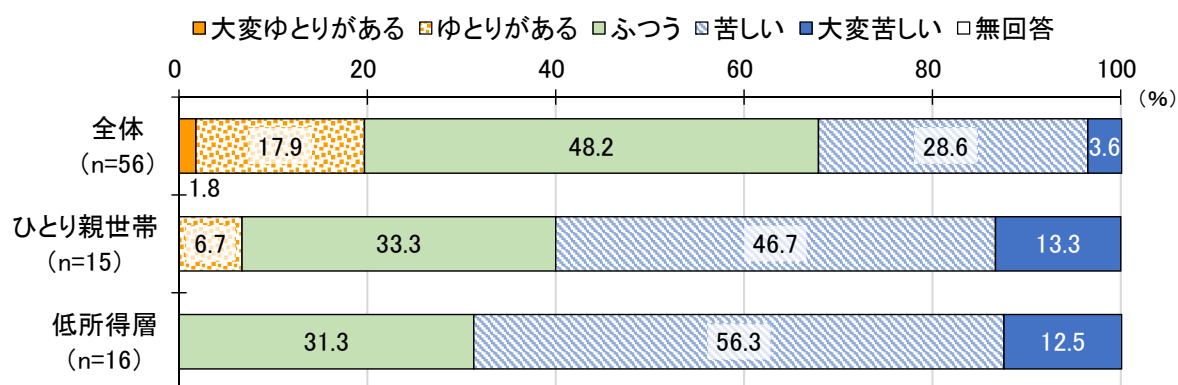
①暮らしの状況

暮らしの状況について、『苦しい(「苦しい」と「大変苦しい」の合計)』の割合は、小学5年生保護者(全体)で42.3%、中学2年生保護者(全体)で32.2%、高校2年生等保護者(全体)で31.6%となっています。

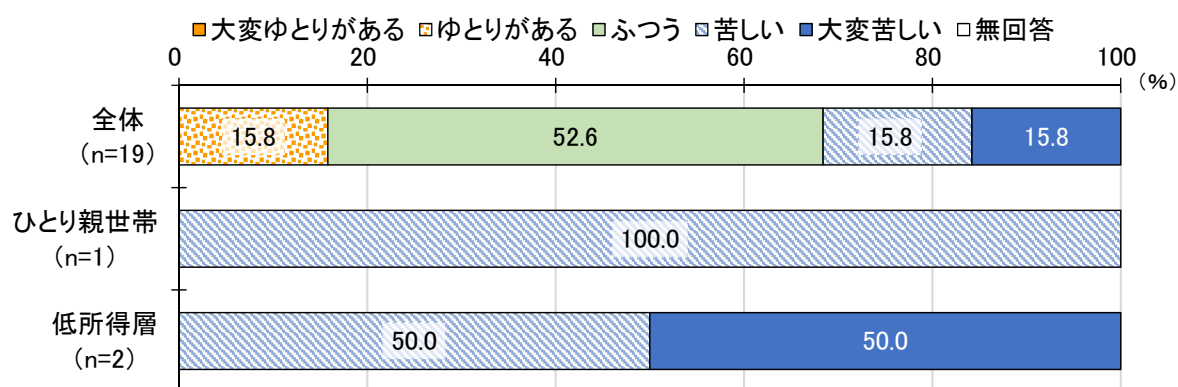
小学5年生保護者：暮らしの状況(世帯状況別)



中学2年生保護者：暮らしの状況(世帯状況別)



高校2年生等保護者：暮らしの状況(世帯状況別)

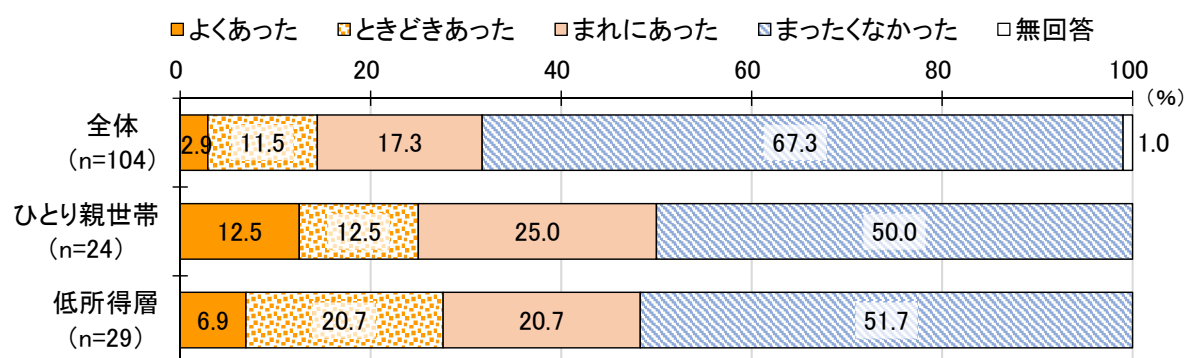


②過去1年間に、必要な食料品や衣服が買えなかったことの有無

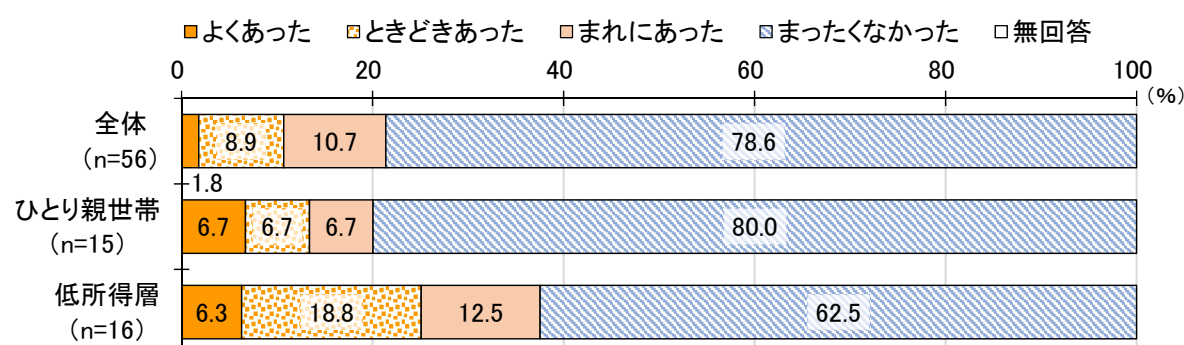
必要な食料品が買えなかったことについて、『あった（「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）』と回答した割合は、小学5年生保護者（全体）では、31.7%、中学2年生保護者（全体）では 21.4%、高校2年生等保護者（全体）では 21.1%となっています。

また、お子さんを病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、受診させなかったことについて、世帯状況別でみると、ひとり親世帯において「あった」がやや高くなっています。

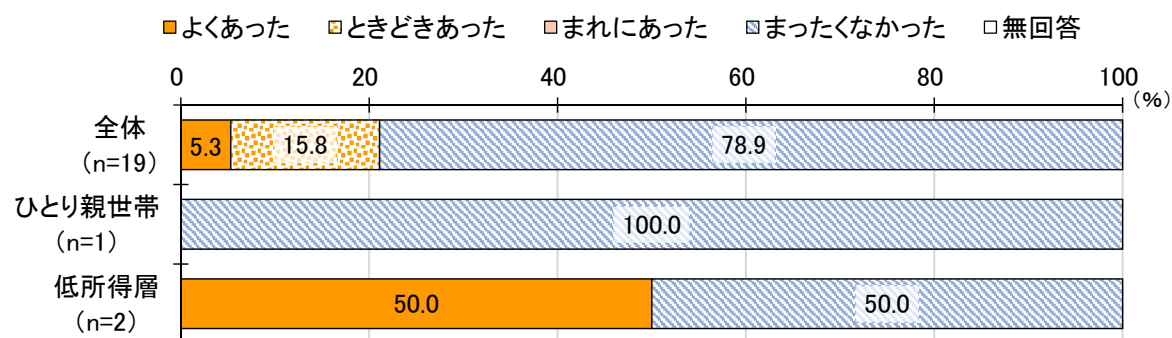
小学5年生保護者：必要な食料品が買えなかったことの有無（世帯状況別）



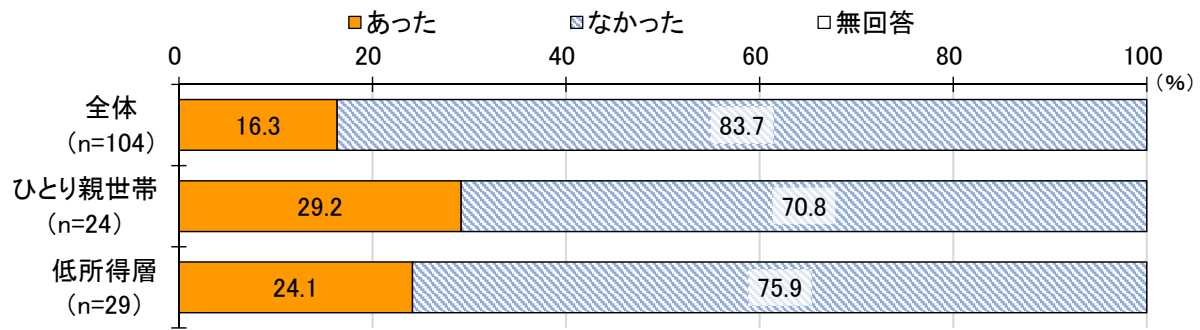
中学2年生保護者：必要な食料品が買えなかったことの有無（世帯状況別）



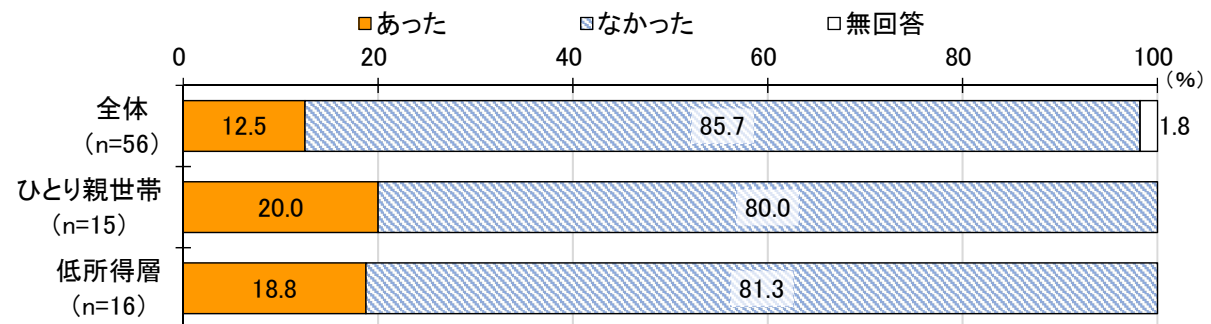
高校2年生等保護者：必要な食料品が買えなかったことの有無（世帯状況別）



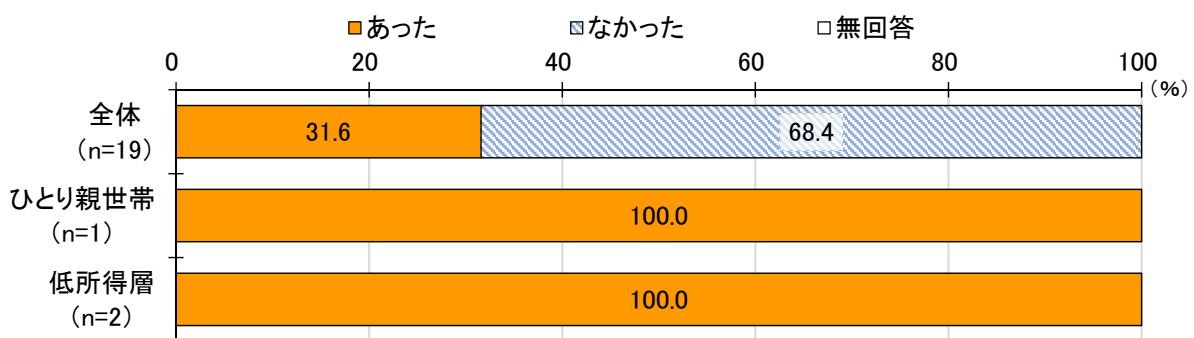
小学5年生保護者：病院を受診させなかったこと（世帯状況別）



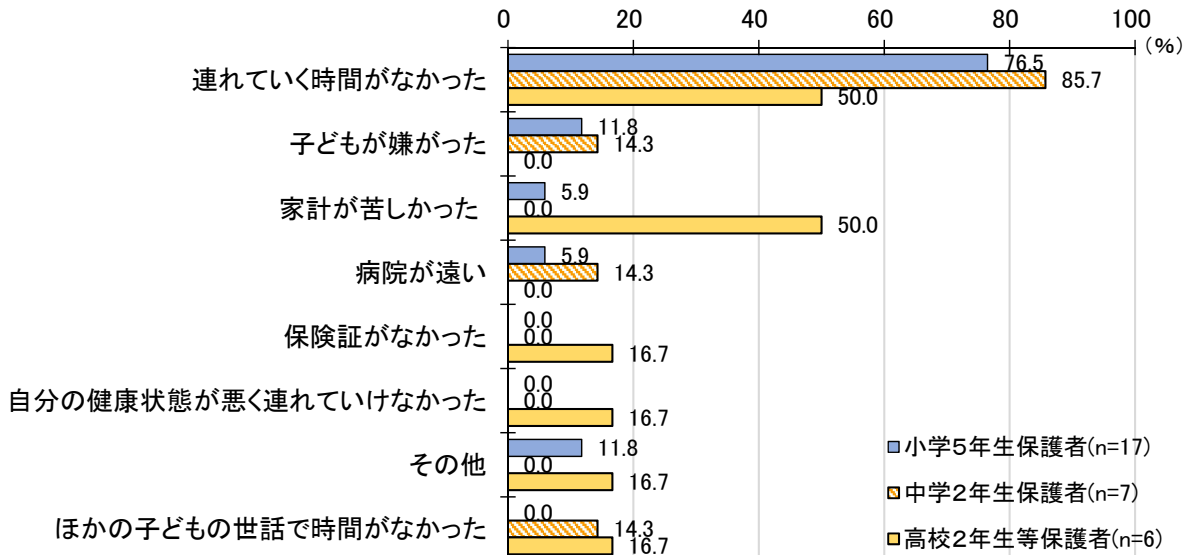
中学2年生保護者：病院を受診させなかったこと（世帯状況別）



高校2年生等保護者：病院を受診させなかったこと（世帯状況別）



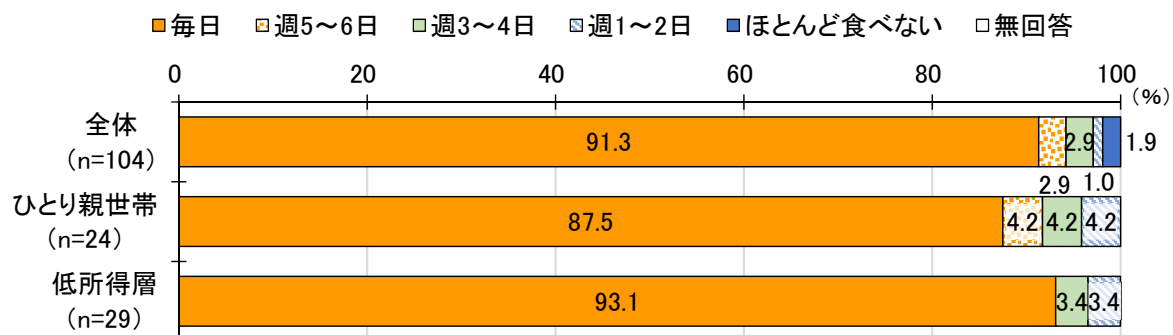
受診させられなかった理由



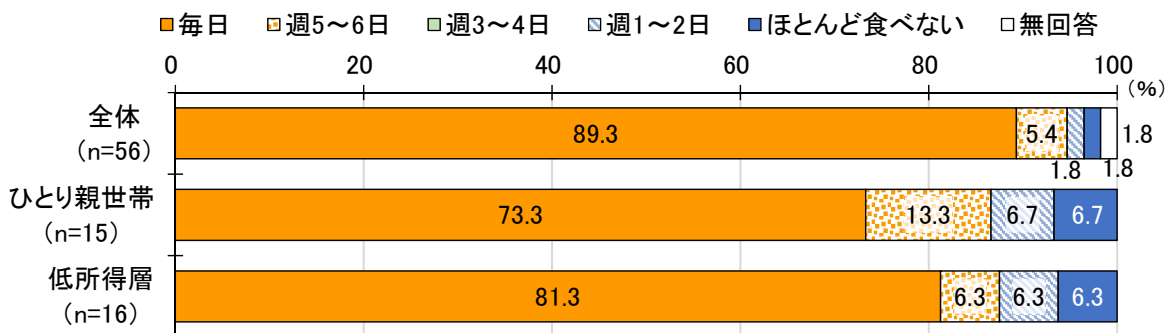
③朝ごはんを週にどれくらい食べているか

小学5年生、中学2年生ともに、「毎日」の割合が最も高くなっていますが、ひとり親世帯では、全体、低所得層と比べて低くなっています。

小学5年生：朝ごはんを週にどのくらい食べていますか（世帯状況別）



中学2年生：朝ごはんを週にどのくらい食べていますか（世帯状況別）



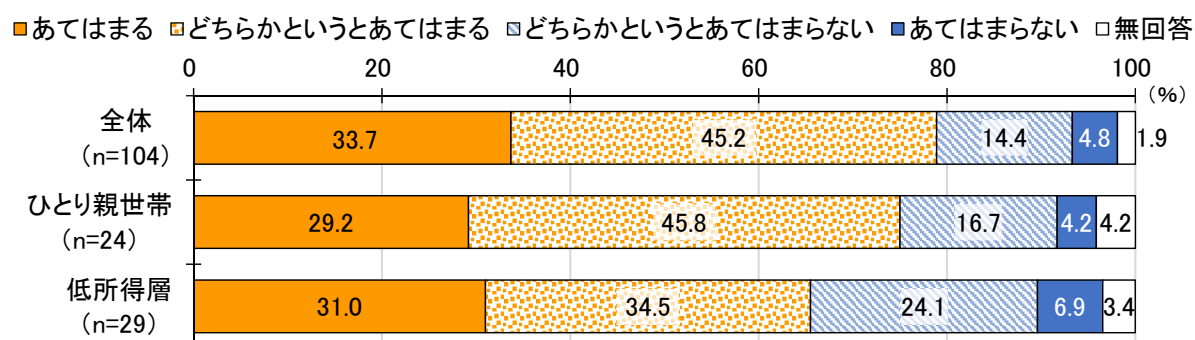
④自己肯定感について

自己肯定感に関する4項目「今の自分が好きだ」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」「自分は役に立たないと強く感じる」について世帯状況別でみると、小学5年生・中学2年生ともに「今の自分が好きだ」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」の項目で、「あてはまる」はひとり親世帯が最も低くなっています。

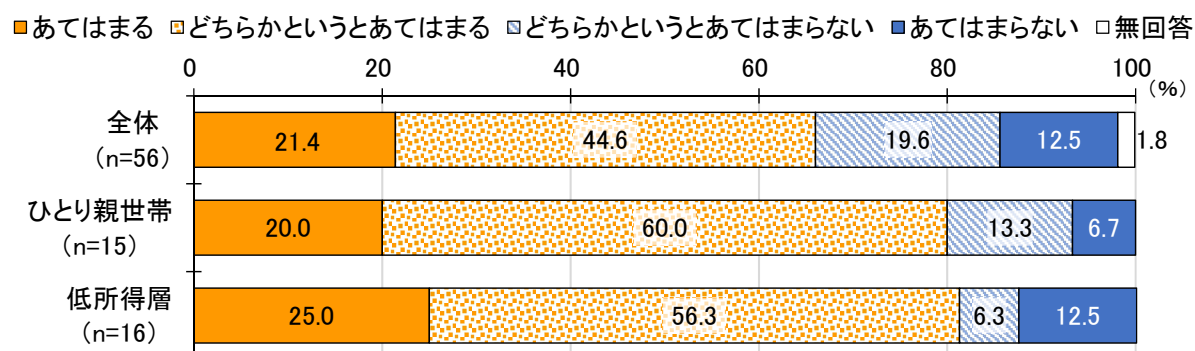
「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」では、「あてはまる」は、小学5年生ではひとり親世帯が最も低くなっていますが、中学2年生ではひとり親世帯が最も高くなっています。

「自分は役に立たないと強く感じる」では、『あてはまる（「あてはまる」と「どちらかというあてはまる」の合計）』は、小学5年生・中学2年生のどちらにおいても、ひとり親世帯が最も高くなっています。

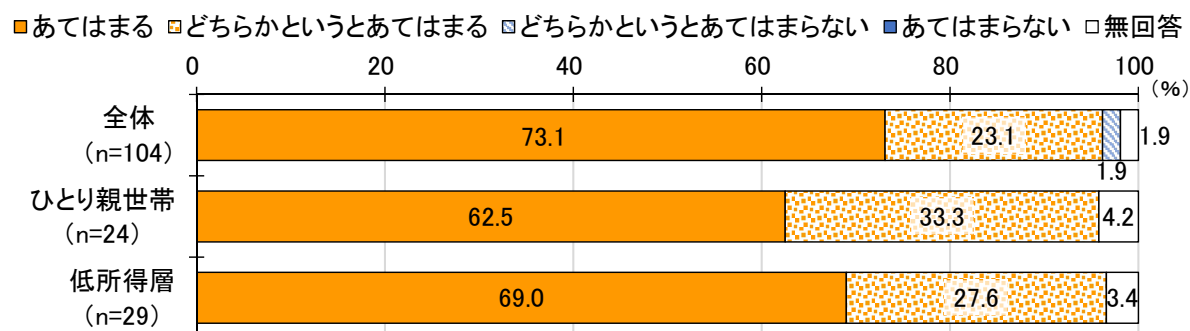
小学5年生：今の自分が好きだ（世帯状況別）



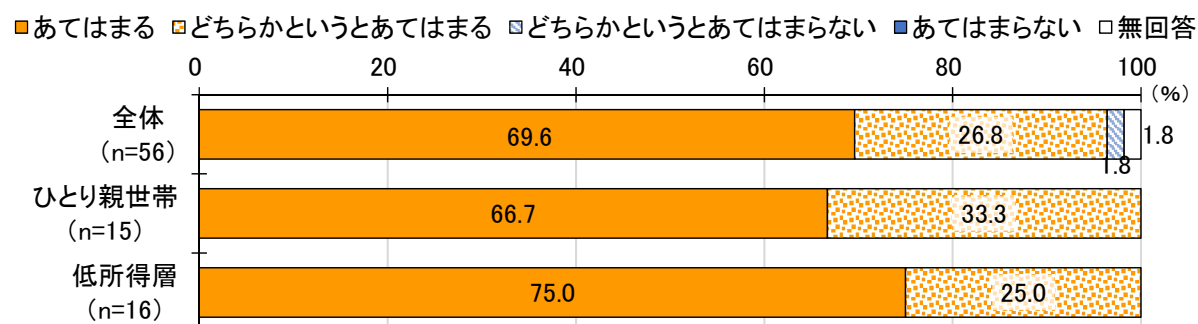
中学2年生：今の自分が好きだ（世帯状況別）



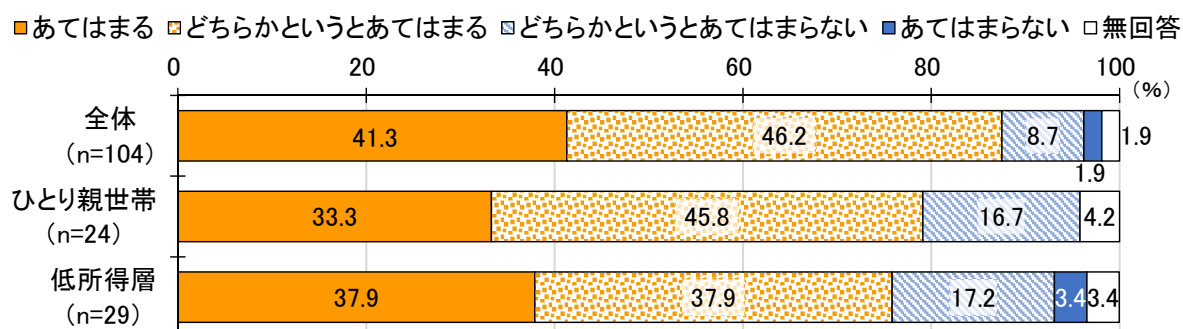
小学5年生：自分の親（保護者）から愛されていると思う（世帯状況別）



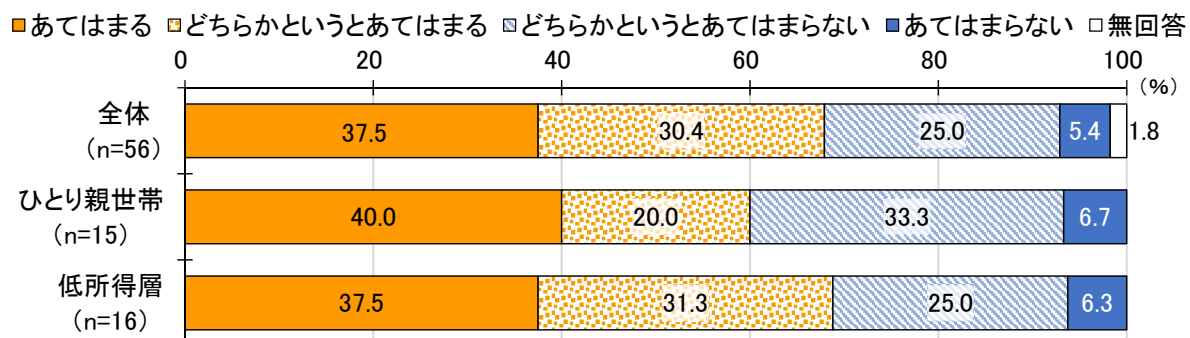
中学2年生：自分の親（保護者）から愛されていると思う（世帯状況別）



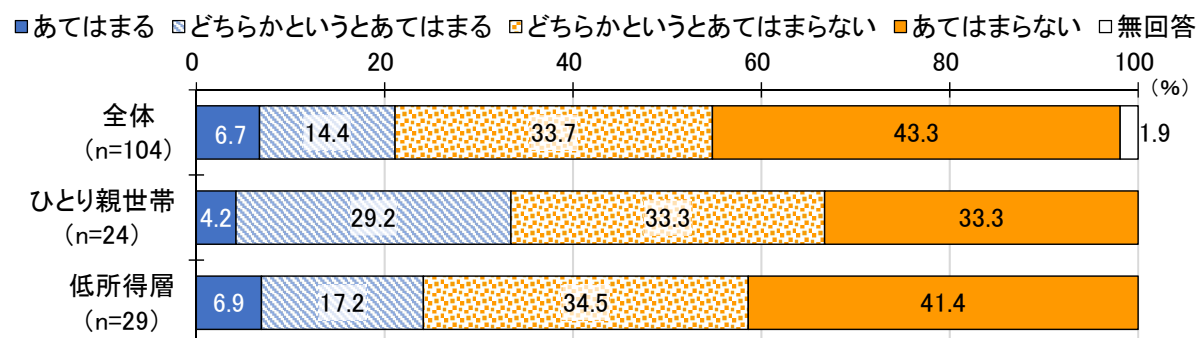
小学5年生：うまくいかわからないことにもがんばって取り組む（世帯状況別）



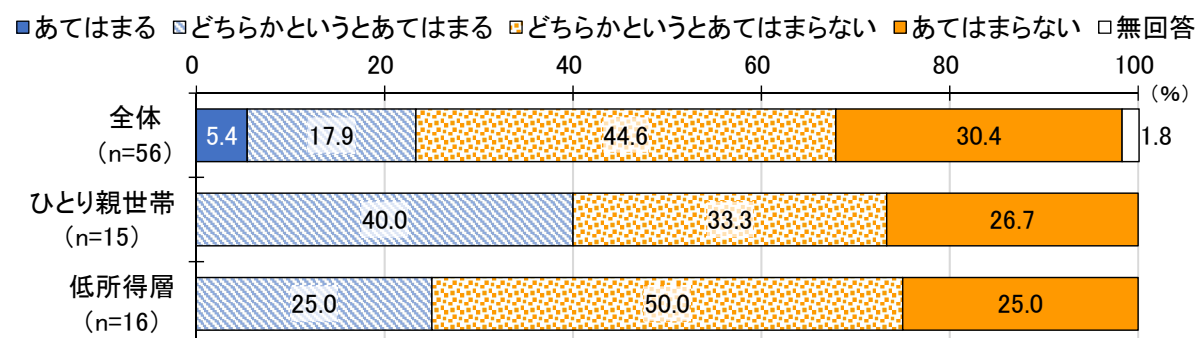
中学2年生：うまくいかわからないことにもがんばって取り組む（世帯状況別）



小学5年生：自分は役に立たないと強く感じる（世帯状況別）



中学2年生：自分は役に立たないと強く感じる（世帯状況別）

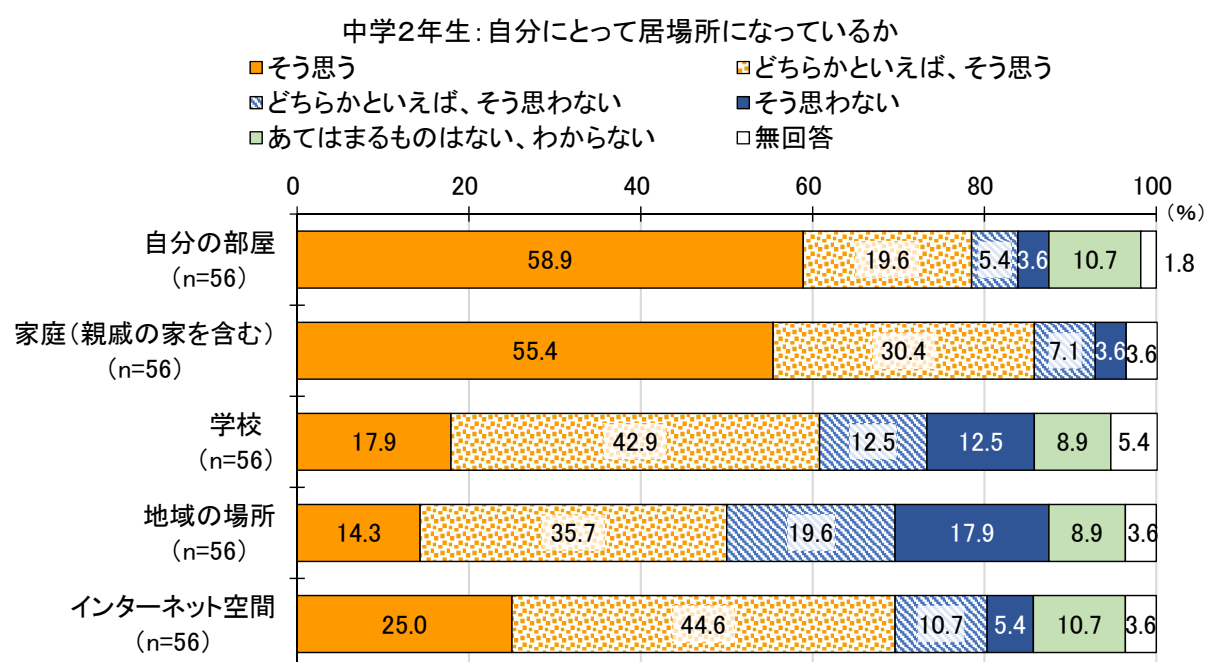
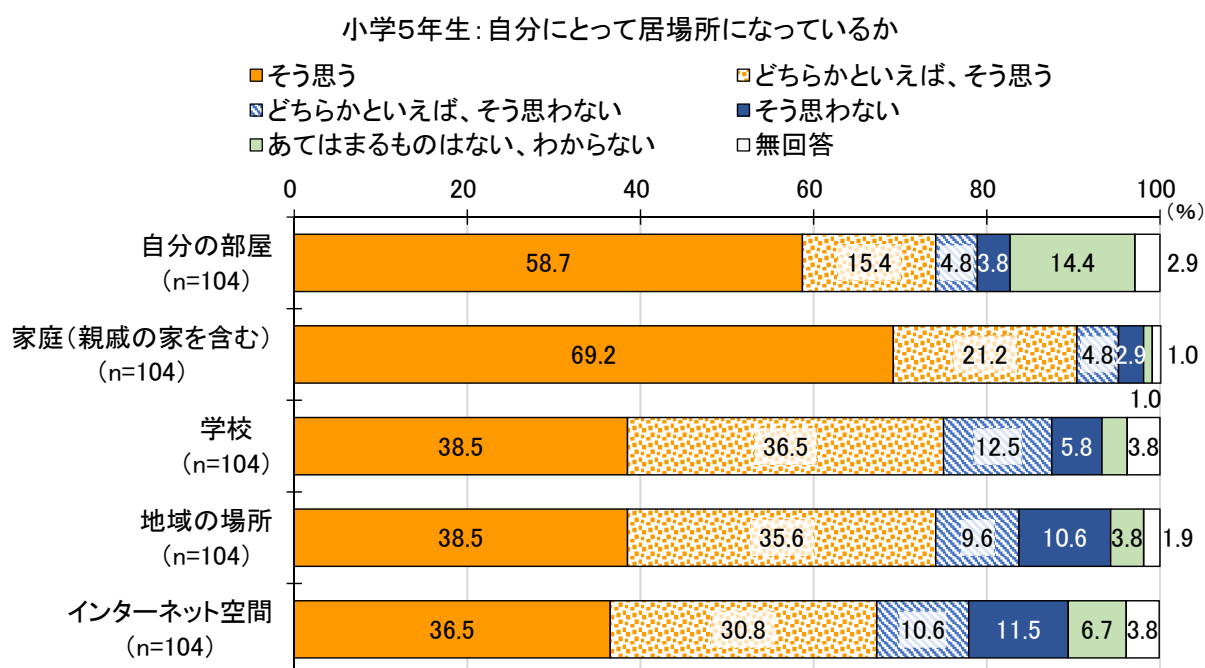


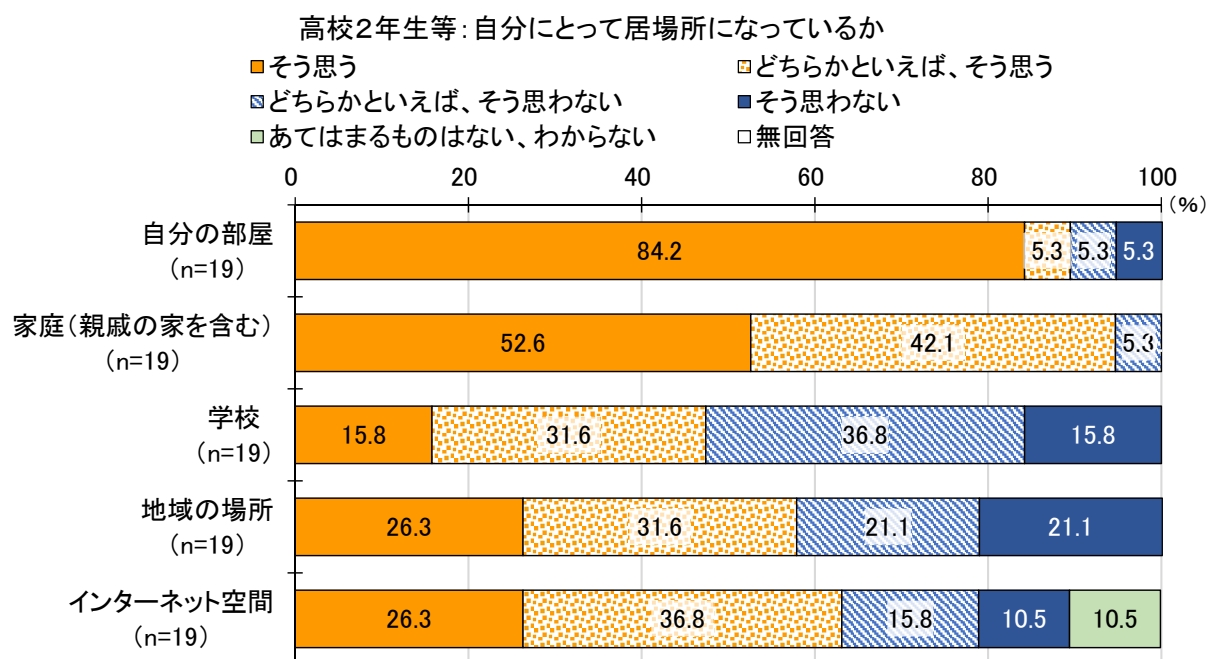
(4) 子ども・若者計画関連調査

①居場所について

『思う(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)』は、どの学年においても家庭が最も高くなっていますが、一方で、『思わない(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計)』の回答は、小学5年生で 7.7%、中学2年生で 10.7%、高校生等で 5.3%となっています。

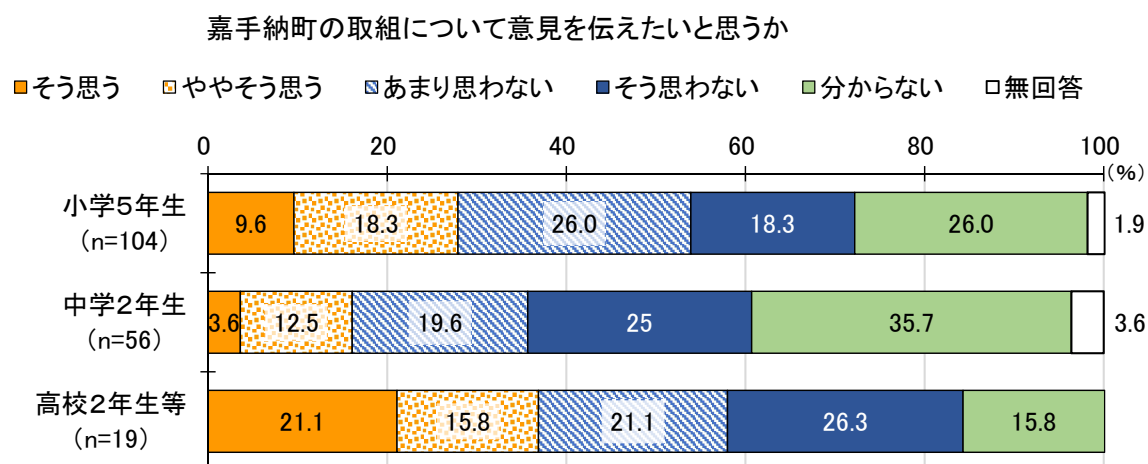
『思わない(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計)』が最も高いものは、小学5年生はインターネット空間の 22.1%、中学2年生は地域の場所で 37.5%、高校2年生等は学校で 52.6%となっています。





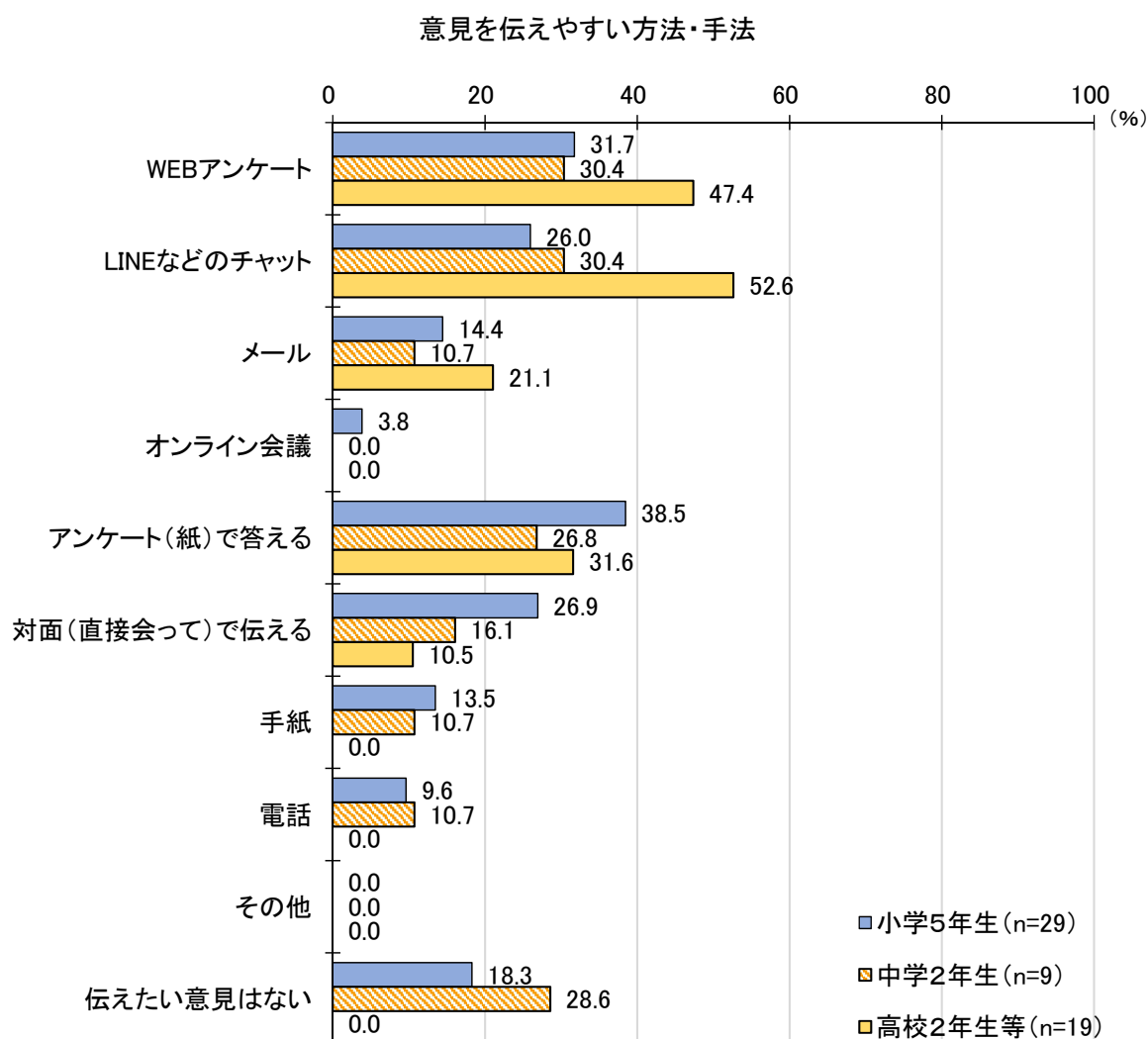
②意見の表明について

嘉手納町の取組について思ったことや意見を伝えたいと思うかについて、『伝えたい(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)』は小学5年生で 27.9%、中学2年生で 16.1%、高校2年生等で 36.9%となっています。



③意見を言いやすい方法

小学5年生は、「アンケート(紙)で答える」が最も高く、次いで「WEB アンケート」、中学2年生は、「WEB アンケート」と「LINE などのチャット」が最も高く、次いで「アンケート(紙)で答える」、高校生等は、「LINE などのチャット」が最も高く、次いで「WEB アンケート」となっています。オンラインによる回答と紙のアンケートを用いての回答が有効手段として挙げられます。



6 現行計画評価

(1) 子ども・子育て支援事業計画進捗状況

① 幼児教育・保育の量の見込みと実績値の検証

1号認定、2号認定について、量の見込み（実績値）に対し、確保方策（実績値）は充足しています。

3号認定（0歳児）は、量の見込み（実績値）に対し、令和5年度以降、確保方策（実績値）は充足しています。一方、3号認定（1・2歳児）は、令和5年度まで量の見込み（実績値）に対し、確保方策（実績値）は不足していましたが、令和6年度は、私立認可保育所1園を整備し、量の見込み（実績値）に対し、確保方策（実績値）は充足しています。

単位：人

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	計画値	215	211	196	193	191
		実績値	198	203	180	155	143
	確保方策	実績値	375	375	375	375	375
	差	実績値	177	172	195	220	232
2号認定	量の見込み	計画値	276	271	252	247	246
		実績値	211	205	208	200	195
	確保方策	実績値	235	235	235	235	287
	差	実績値	24	30	27	35	92

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み（0歳）	計画値	61	60	58	58	56
		実績値	34	52	45	33	26
	確保方策（0歳）	実績値	42	42	36	42	52
		特定教育・保育施設	実績値	26	26	26	30
		特定地域型保育事業	実績値	16	16	10	22
	差（0歳）	実績値	8	△10	△9	9	26
	量の見込み（1，2歳）	計画値	196	196	207	203	199
		実績値合計	195	189	191	196	178
		1歳実績値	99	90	99	100	84
		2歳実績値	96	99	92	96	94
	確保方策（1，2歳）	実績値	187	187	174	187	211
	確保方策（1歳）	実績値	84	85	79	84	91
		特定教育・保育施設	実績値	58	58	58	59
		特定地域型保育事業	実績値	26	27	21	32
	確保方策（2歳）	実績値	103	102	95	103	120
		特定教育・保育施設	実績値	74	74	74	84
		特定地域型保育事業	実績値	29	28	21	36
	差（1，2歳）	実績値	△8	△2	△17	△9	33

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績値の検証

α 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。地域子育て支援センターを核として、民生委員・児童委員並びに関係機関との連携を密にした相談支援のネットワークの強化に努めています。

嘉手納町では、令和2年度から令和5年度まで、母子健康包括支援センター事業を実施し、妊産婦や子育て世帯の身近な相談場所として、子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・支援等を行っています。令和6年度からはこども家庭センターとして母子保健と児童福祉が一体となって相談支援事業を実施しています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保数	箇所	1	1	1	1	1
実績値		箇所	1	1	1	1	1
差		箇所	0	0	0	0	0

β 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

嘉手納町子育て支援センターで、育児相談、子育て講座、地域交流、子育てサークル活動などを実施しています。コロナ禍においては、開設できない状況や利用者が少ない状況があったものの、令和4年度から利用者が増加傾向となっています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	量の見込み (利用延人数)	人回	2,542	2,542	2,542	2,542	2,542
	確保数	箇所	1	1	1	1	1
実績値	実績値 (利用延人数)	人	1,383	727	1,758	2,287	2,678
確報方策	実績値	人	1,383	727	1,758	2,287	2,678
	確保数	箇所	1	1	1	1	1
差		人	0	0	0	0	0

c 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績値については、妊娠届出数の減少により、妊婦健診受診延べ人数も減少しています。

また、妊婦健診の結果から支援の必要な方を把握し、更に妊娠30週頃に面談を行うことで、状況把握を行い、必要な情報提供や支援に努めています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人回	2,016	1,988	1,932	1,904	1,862
実績値	実人数	人	213	199	187	169	—
	延べ人数	人回	1,724	1,698	1,593	1,371	1,566
確保方策		人回	1,724	1,698	1,593	1,371	1,566
差		人回	0	0	0	0	—

d 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問事業含む）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町より委嘱を受けたこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問を行い、支援が必要な方については、地区担当保健師へ繋ぐなど連携した支援を行っています。

出生数の減少により、対象人数は計画値を下回っていますが、令和2年度から令和5年度までの訪問率は90%を超え、令和5年度では、96%となっています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人	144	142	138	136	133
実績値	対象人数	人	134	118	113	99	109
	訪問実績	人	124	117	112	95	105
	訪問率	%	92.5%	99.2%	99.1%	96.0%	96.3%
確保方策		人	124	117	112	95	105
差		人	0	0	0	0	0

e 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和6年度までに事業実績は有りません。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人	1	1	1	1	1
実績値	対象人数	人	0	0	0	0	0
	訪問実績	人	0	0	0	0	0

f 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や疲労等の理由により子どもの養育が困難となった場合等、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保育を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」（7日以内）と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」（平日夜間又は休日）の2つの事業形態があります。今後は、事業実施に向けて検討していきます。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保数	人日	0(検討)	0(検討)	0(検討)	0(検討)	0(検討)
実績値	預かり日数	人日	0	0	0	0	0

g 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営される事業です。

現在は、広域的な連携により1箇所事業を実施しています。子どもの預かりや送迎をはじめとした多様なニーズに対応しており、低所得、ひとり親等の世帯には、無料チケット発行も行っています。

第2期計画では、量の見込みを設定していませんが、令和2年度から令和6年度まで就学児の放課後利用（放課後児童クラブ利用者を除く）があり、第3期計画では実績値を踏まえた指標の見直しが必要です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
実績値	利用者数	人日	34	10	1	4	—
	確保方策	人日	34	10	1	4	—
	差	人日	0	0	0	0	—

※就学児の放課後の利用実績（放課後児童クラブ利用者を除く）

h 一時預かり事業

週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所（園）の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院などの場合のほか、育児疲れ解消などのためにも利用できる事業です。

在園児対応型以外（嘉手納町在住の保育施設等に入所していない生後6か月から小学校就学前までの乳幼児）では、令和6年度より、実施場所を第二保育所からさんさん保育所に変更し、一時預かり事業の専用保育室を設置して対応しています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	【在園児対応型】 量の見込み	人日	17,305	17,023	15,789	15,507	15,402
	【在園児対応型以外】 量の見込み	人日	732	724	705	692	683
実績値	【在園児対応型】 実績値	人日	23,141	21,641	22,459	20,809	22,783
	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4
	【在園児対応型以外】 実績値	人日	303	531	720	584	864
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
確保 方策	【在園児対応型】 量の見込み	人日	23,141	21,641	22,459	20,809	22,783
	【在園児対応型以外】 量の見込み	人日	303	531	720	584	864
差	【在園児対応型】	人日	0	0	0	0	0
	【在園児対応型以外】	人日	0	0	0	0	0

i 延長保育事業

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の 11 時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

令和5年度以降、町内9か所において延長保育事業を実施しています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人	214	211	206	202	199
	確保数	箇所	9	10	10	10	10
実績値	利用者数	人	149	137	228	158	—
	実施箇所数	箇所	7	7	7	9	9
確保方策	利用者数	人	214	211	206	202	199
差		人	65	74	△22	44	—

j 病児・病後児保育事業

疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の労働、その他の理由により家庭での保育に支障のある場合、一時的に保育を行う事業です。

令和2年度から令和5年度までの実績値は、計画値を大きく下回っており、第3期計画では実績値を踏まえた指標の見直しが必要です。

また、継続して実施していた医療機関が令和6年度途中で事業を終了するため、令和6年度からは私立認可保育所で事業を実施しています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人日	225	222	217	213	210
実績値	利用者数	人日	26	15	25	38	21
確保方策	利用者数	人日	225	222	217	213	210
差		人日	199	207	192	175	189
実施箇所		箇所	1	1	1	1	1

k 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。

令和6年度は定員数220名に対して、申込者数が288名となっており、待機児童が多くなっています。

また、放課後支援員資質向上研修を継続的に実施し、令和3年度から国庫補助による処遇改善事業にも取り組んでいます。

【嘉手納町全体】

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人	233	238	251	245	242
	確保数 【実施箇所数】	箇所	4	6	6	6	6
実績値	申込者数	人	209	241	318	284	288
	利用者数	人	156	203	226	220	212
	実施箇所	箇所	4	6	6	6	6
		支援単位	6	7	8	8	7
確保方策	定員数	人	156	207	261	260	220
定員数と申込者数の差		人	△53	△34	△57	△24	△68

【嘉手納小学校区】申込者数と利用者数

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値 【申込者数】	申込者数合計	人	115	134	186	177	169
	内)1年	人	55	68	95	87	63
	内)2年	人	35	45	58	49	54
	内)3年	人	20	17	27	34	44
	内)4年	人	5	4	6	7	8
	内)5年	人	0	0	0	0	0
	内)6年	人	0	0	0	0	0
実績値 【利用者数】	利用者数合計	人	83	114	128	130	138
	内)1年	人	46	58	62	55	51
	内)2年	人	24	40	42	43	46
	内)3年	人	11	13	21	29	34
	内)4年	人	2	3	3	3	7
	内)5年	人	0	0	0	0	0
	内)6年	人	0	0	0	0	0

【屋良小学校区】申込者数と利用者数

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値 【申込者数】	申込者数合計	人	94	107	132	107	119
	内)1年	人	48	38	58	35	41
	内)2年	人	32	41	36	40	34
	内)3年	人	9	25	26	20	35
	内)4年	人	1	3	11	11	6
	内)5年	人	2	0	1	1	2
	内)6年	人	2	0	0	0	1
実績値 【利用者数】	利用者数合計	人	73	89	98	90	74
	内)1年	人	39	33	43	32	32
	内)2年	人	22	36	26	34	25
	内)3年	人	8	17	23	16	13
	内)4年	人	0	3	5	7	4
	内)5年	人	2	0	1	1	0
	内)6年	人	2	0	0	0	0

l 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

令和2年度、令和3年度は3名、令和4年度からは2名に対し実施しています。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	人	1	1	1	1	1
実績値		人	3	3	2	2	3
確保方策		人	3	3	2	2	3
差		人	0	0	0	0	0

m 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

令和6年度まで、計画・事業実績ともに有りません。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
	確保数	箇所	0	0	0	0	0
実績値		箇所	0	0	0	0	0

7 現状・課題の整理

(1) 人口・世帯の状況

嘉手納町の総人口は年々減少しており、年少人口（0～14 歳）も同様に減少しています。特に就学前児童（0～5歳）は令和2年の 899 人から令和6年には 750 人と 16.6%の減少となっており、少子化が進んでいる状況です。

嘉手納町の世帯構成をみると、世帯数は増加傾向にあるものの、一世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、ひとり親世帯の割合は、国や県より高く、中部保健所管内でも高くなっています。

(2) 少子化の状況

嘉手納町の年間の婚姻数は、令和2年の 52 件から令和4年には 77 件と年々増加し、婚姻率は令和3年以降、国や県よりも高くなっています。

一方、離婚率を見ると、令和元年以降は国より高く、県と同等若しくは県よりも高い水準で推移しています。

嘉手納町における出生率は、平成 30 年の 10.2 から令和4年には 8.8 と下降傾向で推移しており、県より低い水準となっています。

(3) 母子保健に関する状況

嘉手納町の各種健康診査受診率をみると、乳児一般、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、平成29年から令和元年までは、県と同等で推移していましたが、令和2年以降は、県又は中部保健所管内を上回る年が多くなっています。

また、むし歯有病者率については、1歳6か月児で、県及び中部保健所管内の平均値を上回る年が多くなっています。

(4) アンケート調査結果による状況

① 子ども・子育て支援事業計画関連調査

教育・保育施設の利用状況について、前回調査時と比較すると、0歳から3歳児の施設利用率が大きく増加しています。

また、嘉手納町の待機児童数は、令和6年4月1日現在で0人（令和6年4月1日時点における沖縄県の待機児童数（速報値））となっており、教育・保育の受け皿の整備は一定程度進んでいると考えられます。

地域子ども・子育て支援事業については、一時預かり事業のニーズが前回調査時より高くなっており、特に教育保育事業を利用していない方の利用希望が高くなっていることから、一時預かりやファミリー・サポート・センター等のサービス見込みについて検討が必要です。

また、長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についても前回調査時より上昇し、利用希望が75.0%となっています。

② 次世代育成支援行動計画関連調査

嘉手納町の子育て満足度を見ると、就学前児童、就学児童ともに満足度はやや上昇しています。今後も各種子育て施策を積極的に推進していくことが重要です。

③こどもの貧困解消対策計画関連調査

暮らしの状況について、「全体」、「ひとり親世帯」、「低所得層」でみると、特に「低所得層」の暮らしの状況が苦しいことが分かります。

「ひとり親世帯」では、お子さんを病院や歯医者で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったという回答が高くなっており、理由の一つには「時間がなかったから」が挙げられます。また、「ひとり親世帯」では、小学5年生・中学2年生調査結果で朝ごはんの欠食率が高くなっており、これらの理由として、「ひとり親世帯」では、仕事形態(ダブルワーク、トリプルワーク等)により、子どもとの時間が取れないことが想定されます。このことから、「ひとり親世帯」の経済的支援に加え、就業支援も重要と考えられます。

④子ども・若者計画関連調査

居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)について、家庭(親戚の家を含む)が居場所となっている(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計)と回答した割合は、小学5年生が90.4%、中学2年生が85.8%となっています。一方で、家庭が居場所になっていない(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計)と回答した割合は、小学5年生で7.7%、中学2年生で10.7%となっています。

また、学校が居場所になっていない(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の合計)と回答した割合は、小学5年生と中学2年生の両方で全体の約2割となっています。

居場所とならない要因としては、家庭では保護者との親子関係や虐待・暴力、学校では友達関係や授業についていけないなど様々なことが考えられ、生徒それぞれに寄り添った子どもの居場所づくりが必要です。

また、「インターネット空間」を居場所としている割合は7割程度となっており、近年、ネット犯罪等が増加する中で、ネットリテラシーに対する取組も重要となります。

子ども・若者計画では、子どもの意見を反映させることが大変重要であり、意見の収集方法については、アンケート結果によると「WEB アンケート」、「LINE などのチャット」、「アンケート(紙)で答える」が有効手段であると考えられます。

(5) 現行計画評価(子ども・子育て支援事業計画)による状況

教育・保育の量の見込みについて、1号・2号・3号すべて量の見込みに対する確保方策は充足できる見通しです。

地域子ども・子育て支援事業について、一時預かり事業(在園児対応型)では、共働き夫婦の増加などにより、量の見込みに対して、実績値が上回っており、本計画では実績値を踏まえ量の見直しが必要です。

放課後児童健全育成事業は、令和6年度現在では、公立2箇所、民間4箇所で行っています。利用状況を見ると、令和2年度から令和6年度まで定員数に対して申込者数が多くっており、学校区別では、令和6年度に屋良小学校区で待機児童が多くなっているため、地区別に需要と供給の見直しが必要となってきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画を踏襲し、「平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな」を基本理念としますが、「子育てするなら嘉手納町」と追記することで、本町が子育て支援の施策に重点的に取り組む町であることを町内外へ発信し、本町の最重要課題である人口減少対策の一助となることを目指します。

子どもを含む若者が将来（就労・結婚・出産など）に希望を描き、その希望が叶えられるよう、また、「子どもの最善の利益」が実現され、教育や保育、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

嘉手納町に生まれ、健やかに育つ子どもたちを、すべての町民がともに慈しみ、ともに子育てを応援し、安心感とゆとりのなかで子どもを生み育てることができるまちであるように、社会全体での子育て支援に取り組みます。

基本理念

平和で、希望にあふれる子どもの健やかな成長を育むまち かでな
～ 子育てするなら嘉手納町 ～

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の基本目標に基づき、各種施策を展開していきます。

(1) ライフステージを通じた重要な支援施策

「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、子ども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通じた縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

(2) ライフステージ別の重要な支援施策

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

(3) 子育て当事者への重要な支援施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるまちを目指します。

3 施策体系

本計画は、ライフステージに応じた施策体系のもと、各種取組を推進していきます。

基本目標	基本施策	施策の展開
ライフステージを通じた重要施策	(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等	①「こどもまんなか社会」の実現 ②子ども・若者の意見表明の機会の確保
	(2) 子育て世帯への経済的支援	①子育て家庭の経済的負担の軽減 ②経済的に困難な状況にある家庭への支援（こどもの貧困対策）
	(3) 家庭・地域教育、食育の推進	①家庭や地域の教育力の向上 ②スポーツ・文化及び地域活動の推進 ③発達に応じた食育の推進
	(4) 学校教育環境等の整備・充実	①学校教育の充実 ②学校と地域等の連携体制の強化
	(5) 障害児への支援	①受入れ・支援体制とサービスの充実 ②相談・情報提供
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	①児童虐待防止対策ときめ細やかな対応が必要な児童への支援
	(7) 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組	①子どもを取り巻く有害環境対策の推進 ②子どもの安全対策
	(8) 子どもへの切れ目のない保健・医療の提供	①子どもの健康の確保 ②保健・医療に関する情報提供
ライフステージ別の重要施策	(1) 妊娠・出産期	①妊娠・出産における安全・安心の確保 ②子どもの成長と発達の支援 ③妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
	(2) 幼児期	①幼児教育の推進 ②保育サービス環境の充実 ③子どもの成長と発達の支援
	(3) 学童期・思春期	①心と体を大切にする教育の推進 ②子どもの成長と発達の支援 ③次代の「親」となるための育成支援 ④放課後の子どもの居場所づくり ⑤いじめ、非行、不登校等への対応
子育て当事者への支援に関する重要施策	(1) 地域の子育て支援の推進	①社会全体での子育て意識の向上 ②子育て支援、情報提供と支援体制の充実 ③子育てを支援する団体、人材の育成・確保
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	①良好な居住環境の整備 ②子育てにやさしい環境の整備
	(3) 共働き・共育での推進、家事・子育てへの主体的な参画促進	①働き方の見直し等の啓発活動の推進 ②子育て家庭等に対する就労支援
	(4) ひとり親家庭等への支援	①経済的支援 ②就職・日常生活支援

第4章 施策の展開

基本目標1 ライフステージを通じた重要施策

(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等

①「こどもまんなか社会」の実現

施 策	「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運醸成
内 容	こどもまんなか社会とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことです。 こどもまんなか社会の実現のためには、子どもが権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、子ども・子育て世帯の視点を尊重し、その意見を子育て施策に反映させていくことが必要です。そのためには、子どもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、主体的に社会に参画できる環境づくりが重要となってきます。積極的な子育てに関する情報発信を行うことにより機運の醸成を図るとともに、子ども・子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。
担 当 課 等	子ども家庭課

②子ども・若者の意見表明の機会の確保

施 策	子ども・若者向けの情報提供の推進
内 容	子ども自身が社会や嘉手納町のことを知り、自らの意見の形成に必要な情報を得ることができるよう、子ども向けの情報提供を推進します。
担 当 課 等	子ども家庭課、各課

(2) 子育て世帯への経済的支援

①子育て家庭の経済的負担の軽減

施 策	給食費・教材費の助成
内 容	子育て家庭の経済的な負担を軽減するため特定教育・保育施設の給食費、公立小中学校の学校給食費及び教材費の一部又は全部を公費で負担します。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係、学校給食共同調理場、教育指導課 教育支援係

施 策	入学祝金
内 容	小学校、中学校及び高等学校等に入学する児童生徒の保護者に対し入学祝金を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健やかな成長を支援します。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	多子世帯にかかる保育料の無償化事業
内 容	同一世帯で保育施設等を2人以上が利用している場合、2人目以降に係る0歳から2歳までの保育料を無償化します。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

②経済的に困難な状況にある家庭への支援（こどもの貧困対策）

施 策	各種手当の適正な支給
内 容	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの各種助成制度や支援事業の推進を図るとともに、各種制度の周知を図り、経済的負担の軽減を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	入園、就学にかかわる費用の助成の充実
内 容	経済的な理由により、入園（保育所等）、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を行います。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係、教育指導課 学務係

施 策	学資の貸与事業
内 容	嘉手納町の次代を担う優秀な学生生徒で、家庭の経済的理由により修学困難な者に対し学資の貸与を行うことにより、嘉手納町の人材育成を図り、教育の振興に資することを目的とした事業です。子どもが経済的理由から夢をあきらめることがないように本事業の周知に努めます。
担 当 課 等	嘉手納町人材育成会

（３）家庭・地域教育、食育の推進

①家庭や地域の教育力の向上

施 策	家庭教育に関する多様な学習機会の提供
内 容	地域子育て支援センター、保育所、公民館等との連携により、子どもの発達段階に応じた子育てと親育ちについて学ぶ機会や情報の提供を行い、家庭の教育力を高めていきます。
担 当 課 等	子ども家庭課 子育て支援センター、社会教育課 社会教育係、中央公民館

②スポーツ・文化及び地域活動の推進

施 策	文化財等の保存と活用
内 容	本町の歴史や文化財等の地域資源は、郷土への理解と愛着を深める貴重な財産となります。これらを適切に保護し次代へ継承していくとともに、地域資源を活用したまちづくりへの働きかけを行うなど、文化財の保護と活用を図ります。
担 当 課 等	中央公民館

施 策	文化活動の振興
内 容	子どもたちが、地域の文化や芸術活動に親しむことができるよう、総合文化祭など各種文化活動について公演や発表及び鑑賞機会の提供を支援します。 放課後子ども教室での芸能教室の開催等を行うことにより、子ども達が伝統芸能への興味・関心を醸成させ、自主的に伝統芸能に係る活動を継続して行うことで、継承に資するよう取り組みます。
担 当 課 等	社会教育課 社会教育係、中央公民館

施 策	スポーツ、レクリエーション活動の振興
内 容	青少年の体と心を育むスポーツ少年団等の活動の育成・支援に努めるなど、スポーツ・レクリエーション活動を促進します。 スポーツをするだけでなく、競技を観たり、ボランティア等としての関わりを促進していくなど、誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。
担 当 課 等	社会教育課 社会体育係、中央公民館

③発達に応じた食育の推進

施 策	学校における食育の推進
内 容	生きる上での基本的な活動であり、健やかな肉体を育むために必要となる正しい知識をつたえる「食育」について、各小中学校において専門職員を介した指導の充実や健康意識の醸成に取り組みます。また、学校給食においては、栄養バランスのとれた安心・安全な食の提供を推進します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係

施 策	食文化の継承
内 容	保育所、小中学校等の給食に、郷土料理等を取り入れることにより、食文化への関心を高めるとともに、食の安全・安心、望ましい食習慣に関する理解を深めます。
担 当 課 等	学校給食共同調理場、子ども家庭課 保育支援係

施 策	若い世代への食育推進
内 容	若い世代が食育に関心をもち、自らの食生活の改善に自主的に取り組めるよう、広報誌や公式ホームページ、健康展や SNS 等を活用し食育情報の周知・啓発を行います。
担 当 課 等	町民保険課 健康予防係

(4) 学校教育環境等の整備・充実

①学校教育の充実

施 策	「かでな型学力(資質・能力)」向上の推進
内 容	本町においては「かでな型学力」として嘉手納町の子ども達に育成すべき三つの資質・能力(前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力)を掲げています。かでな型学力を身に付けるための方策として、児童生徒自ら課題を設定し解決に向けて取り組む探究的な学習において、情報の収集や整理・分析・他者との比較などにICTを最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化を図る授業づくりに取り組みます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係 学務係

施 策	グローバル教育の充実
内 容	小中学校の連続性を踏まえ、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの技能がバランスよく育成されるよう、一貫した英語カリキュラムを展開し、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係 学務係

施 策	豊かな人間性の育成
内 容	子ども達の豊かな人間性と社会性の醸成を図るため、学校教育を通して思いやりの心を育てる道徳教育や人権意識を身に付ける人権教育の充実に取り組みます。 人間性や社会性の成長を通じて、一人ひとりの幸福感や自己肯定感の醸成、ウェルビーイングの向上を目指します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係 学務係

施 策	健やかな体の育成
内 容	学校体育や運動・スポーツ活動を通して児童生徒の体力向上を図るとともに、各小中学校において専門職員を介した指導の充実や健康意識の醸成に取り組みます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係 学務係

施 策	学校施設等の充実
内 容	子ども達が安全・安心で良好な教育環境の中で充実した学びができるよう、学校教育施設の適切な整備や維持管理、計画的な長寿命化などを図ります。 学校生活全体への配慮として、地域と連携した通学路の交通安全対策や、学校教育施設での防犯対策など、児童生徒の安全の確保に努めます。
担 当 課 等	教育総務課 教育施設係、教育指導課 教育支援係 学務係

②学校と地域等の連携体制の強化

施 策	保護者、地域社会との連携
内 容	学校と地域住民、保護者とが一体となり、ともに育てたい子ども像を共有しながら目標実現に向けて学校づくりに取り組む学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動を推進します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係

(5) 障害児への支援

①受入れ・支援体制とサービスの充実

施 策	障害の早期発見・対応
内 容	乳幼児健診、母子保健事業等において、「気づき」を含めた早期発見体制の充実を図ります。 成長段階に応じた切れ目のない支援を受けることができるように、関係機関と連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な発達支援を行う体制づくりを進めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係、福祉課 障害福祉係

施 策	障害のある子どもの受入れ体制の充実
内 容	障害のある子どもの特性に応じ安全な保育を実施するため、保護者や保育士との連携や、保育士の加配による障害児保育の充実を図ります。また、保育所等における医療的ケア児の受入れを推進します。 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応していくため、学校関係者や保護者及び外部専門家等が連携・協力し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき適切な教育支援・指導の充実を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係、教育指導課 教育支援係 学務係

施 策	障害や発達が気になる子どもへの支援
内 容	発達支援に関わる個別相談や情報提供体制の充実を図るとともに、交流の場の提供や、ペアレント・トレーニングを開催するなど、保護者やその家庭に対する支援の充実に向けた取組を進めます。
担 当 課 等	福祉課 障害福祉係

②相談・情報提供

施 策	相談支援体制の充実
内 容	障害のある子どもやその家族、介護者等の複雑・多様化する悩みや不安などに対応するために、包括的な相談支援体制の構築に努めます。
担 当 課 等	福祉課 障害福祉係

施 策	発達相談の充実
内 容	「ことばの発達が気になっている」「集団にうまくなじめない」「同年齢の子より幼い感じがする」など、発達面で気になることについて発達相談員が相談に応じます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

①児童虐待防止対策ときめ細やかな対応が必要な児童への支援

施 策	児童虐待防止についての啓発活動の推進
内 容	すべての町民が虐待についての理解を深めるための啓発活動の充実努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	児童虐待の早期発見・早期対応
内 容	乳幼児健診会場における啓発活動、未受診者への訪問指導、母子保健推進員等との連携によるハイリスク親子の把握に努めるとともに、関係機関との連携による早期発見・早期対応の仕組みづくりを進めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係 母子保健係

施 策	虐待防止ネットワークの構築
内 容	児童相談所、警察、学校等で構成する「要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に努めます。 保護者や子どもからの声を拾い上げ、虐待に至らない段階で適切な支援につなげる相談体制の充実に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係、教育指導課 学務係 教育支援係、町立学校

施 策	虐待からの立ち直り支援
内 容	児童相談所や関係機関との連携により、保護者の悩み相談体制や、子どもとの適切な関わり方についての指導体制の充実に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	養育支援訪問事業
内 容	子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭に保健師や児童家庭相談員の専門職が訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題を解決、軽減できるよう支援を行います。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	ヤングケアラーへの支援
内 容	一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについて理解を深め、多職種が連携して対応ができるよう、相談体制の構築に努めます。 また、学校においてヤングケアラーを発見した場合、適切な支援につなぐことができるよう、スクールソーシャルワーカー、児童家庭相談員との連携を強化します。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係、教育指導課 教育支援係

(7) 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施 策	健全育成活動の推進
内 容	学校、家庭、青少年センター並びに関係機関との連携を図り、毎月第3金曜日の街頭指導、夜間の校外巡回等、青少年の非行防止に関する活動の充実を図ります。
担 当 課 等	社会教育課 社会教育係、青少年センター

施 策	有害環境の解消
内 容	子どもたちへ悪影響を及ぼす恐れのある過激な情報が子どもの目に触れることや犯罪等に巻き込まれることのないよう、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について、学校、家庭、地域等において意識啓発に努めます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、教育総務課 教育施設係

②子どもの安全対策

施 策	防犯活動の充実
内 容	地域、学校、防犯協会との連携により、子どもたちの緊急時における避難場所となる「こども110番の家」の設置協力とその周知に努めます。 教育・保育施設、学校、警察と連携し、不審者等に関する情報を含めた事件、事故に関する情報提供体制づくりを進めます。
担 当 課 等	総務課 行政係、教育指導課 学務係

施 策	交通安全活動の推進
内 容	年に4回の交通安全運動をはじめ、交通安全協会と連携し、交通安全教室を実施することにより、交通安全意識と交通マナーの向上のための学習機会の提供に努めます。 事故多発地点や通学路、車の交通量の多い道路については、交通標識等の整備について警察や自治会、関係機関と協議を行います。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、総務課 行政係

(8) 子どもへの切れ目のない保健・医療の提供

①子どもの健康の確保

施 策	フッ化物塗布事業
内 容	虫歯予防のために、虫歯になりにくくする効果がある“フッ化物”の塗布を、1歳～中学3年生までのお子さまを対象に年度ごとに無料で2回受けることができます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	子ども医療費助成の実施
内 容	子どもの健康保持増進のため、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子どもの医療費の助成を実施します。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

②保健・医療に関する情報提供

施 策	母子保健情報のデジタル化
内 容	令和6年度よりかでな子育てアプリ「すくすく☆いもっち」by母子モを導入しています。お子さんの成長記録や予防接種のスケジュール管理などの機能を搭載し、子育てに関する情報や、地域のお知らせを配信し、日々の子育てをサポートします。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	適正な医療受診に対する支援
内 容	子ども医療電話相談事業＃8000、ハローかでなの周知、子どもの救急ハンドブックの配布を行い、冷静な判断のもとで医療機関を受診できるよう、近隣市町村を含めた医療機関の情報等をまとめ、情報提供に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係、町民保険課 健康予防係 国民健康保険係

施策	かかりつけ医の普及啓発
内容	日常的な診療のほか、家族の病歴や体質等を把握してくれるかかりつけ医を持つことで、安心して継続した健康管理のアドバイスを受けることができ、必要時には適切な治療につながることを、健康相談や保健指導の場において情報提供します。
担当課等	子ども家庭課 母子保健係、町民保険課 健康予防係 国民健康保険係

基本目標2 ライフステージ別の重要施策

(1) 妊娠・出産期

① 妊娠・出産における安全・安心の確保

施 策	安心・安全に妊娠期を過ごすことができる環境づくり
内 容	妊産婦健診を公費負担することにより、経済的な負担の軽減を図ります。母子(親子)健康手帳交付時に、保健師等が面談を行い、妊娠、出産及び育児の期間を一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即したサービスの提供や切れ目ない支援に努めます。また、母子(親子)健康手帳交付時に、夫やパートナー向けのリーフレット等を配布し、禁煙の勧めや、家事・子育てへの参加を促す取組を継続実施します。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	個別相談や指導の充実
内 容	妊娠・出産・子育てに対する不安感を軽減し、妊産婦と子どもの健やかな成長を促していくため、毎週火曜日の午前中に「すこやか健康相談」を実施しており、今後も各種健診時や広報を通じて本事業の周知を徹底し、継続的な相談支援や訪問指導の充実に努めます。 関係機関との連携により、支援を必要とするハイリスク妊婦の早期発見に努めるとともに、経過観察などを通して妊娠中の健康管理等についての保健指導の充実に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

② 子どもの成長と発達の支援

施 策	各種乳幼児健診の充実
内 容	乳児一般健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の受診率向上のため、受診勧奨や未受診者へのアプローチを継続実施し、病気等の早期発見に努めます。また、1歳6か月児健診、3歳児健診の未受診理由として、保護者の就労によるものが多いことから、早めに健診日程を通知するように努めます。 さらに、保護者の育児不安を軽減するための相談の機会を設けるなど、親と子どもの健康づくりを支援する健診を目指します。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	ブックスタート事業の推進
内 容	1歳未満の赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントすることで、絵本を通して親子がふれあい、こころを通わせる時間を持つことの大切さや絵本の魅力を知ってもらうとともに、乳児の心と体が健やかに育つことを目的とした事業です。
担 当 課 等	町立図書館

③妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

施 策	妊婦等包括相談支援事業
内 容	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出時又は新生児訪問時)を実施し、必要な支援に繋がります。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	妊婦のための支援給付金
内 容	妊婦であることの認定後及び妊娠している子どもの人数の届出をした後に、妊婦のための支援給付金を給付します。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	新生児訪問・乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業
内 容	新生児・乳児の健康管理及び保護者の育児支援等に資するよう、助産師による新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行います。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	妊産婦ヘルプサービス事業
内 容	産前産後の心身の不調又は育児不安があり、家事又は育児の支援を必要とする妊産婦を対象に、ヘルパー等を派遣し、必要な支援を実施します。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	産後ケア事業
内 容	産後1年未満の産婦及びその乳児を対象とし、助産院などの産後ケア施設等において、助産師等専門職から育児技術や育児相談、身体のケアを受けることができます。産後も安心して子育てができる体制を整えていきます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	カミカミ(離乳食)教室
内 容	生後3か月から8か月ぐらいの子を持つ保護者を主な対象者とし、離乳食の講話や調理実習を行います。保護者が気軽に参加し、講話や実習に集中できるように無料託児も行います。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	嘉手納町指定ゴミ袋支給
内 容	紙おむつをたくさん使う時期の乳幼児が2歳のお誕生日を迎えるまでの期間に年度中1回(期間内合計2回)、ゴミ袋を支給します。
担 当 課 等	産業環境課 環境衛生係

(2) 幼児期

① 幼児教育の推進

施 策	保幼小連携の推進
内 容	保育所・幼稚園における幼児教育から、小学校の教育に円滑に移行できるよう、学びの連続性を意識した教育の充実を図ります。 幼児教育と小学校教育の関係者が互いの連携を深め、課題の共有や情報交換の場となるよう「保幼小連絡協議会」の開催を推進します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、子ども家庭課 保育支援係

施 策	質の高い幼児教育の提供
内 容	幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、質の高い幼児教育を提供し、豊かな人生を切り拓くために必要な資質・能力を育むことは極めて重要な取組となります。学ぶことの楽しさや物事への興味・関心の芽生え、他の幼児との関わりを通して生じる自我の発達等が育まれ、幼児の自発的な活動が自ずと生まれるような環境の構築に取り組みます。 豊かな感性を養うための絵本の読み聞かせや、英語に慣れ親しむ活動を通して、「聞く能力」・「話す能力」の素地の育成、子どもの直接的な体験を基盤としたICT機器の活用により、子どもの興味や関心を広げたり、遊びを発展させたりするなど、特色ある幼児教育活動を推進します。
担 当 課 等	教育指導課 町立幼稚園

施 策	地域における子育て支援機能の充実
内 容	地域における子育て支援機能の向上並びに午後の居場所づくりとして、「預かり保育」の取組を実施し、継続します。
担 当 課 等	教育指導課 学務係 町立幼稚園、子ども家庭課 保育支援係

② 保育サービス環境の充実

施 策	公立保育所運営の基本方針
内 容	公立保育所さんさん保育所を、地域の子育て支援の中核を担う拠点保育所として位置付けます。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	保育所基盤整備の基本方針
内 容	保育所の定員枠の拡充については、令和6年度までに公立保育所の建替えに伴う定員数の増加、新規私立認可保育所の整備及び既存園の定員数の拡充などに取り組んできたことから、今後は、保育ニーズに応じて保育所基盤整備の必要性を検討します。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	就学前教育・保育の質の向上
内 容	きめ細やかで子どもの利益を考えた教育や保育が提供できるよう、保育士等に対する職員研修を実施することで、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図ります。 また、子どもの年齢に応じて、きめ細やかな教育・保育が可能な職員配置を検討するとともに、障害児等の特別な支援を必要とする子どもが安全・安心な教育・保育等を利用できるよう、職員配置の確保に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	保育士などの確保と処遇改善
内 容	保育人材の確保等に必要な措置を総合的に講じることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、保育士試験受験者支援事業等の支援事業を推進してきました。今後も、保育士等の就業継続、離職防止や就職促進のための事業実施に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	延長保育事業
内 容	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行います。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	休日保育事業
内 容	休日（日曜日・祝日等）において、保護者が就労などで児童の保育ができない場合に保育を行う事業です。 ファミリー・サポート・センター事業で対応し、休日保育のニーズ把握に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	病児・病後児保育事業
内 容	疾病回復期にある概ね10歳未満の児童で、保護者の就労その他の理由により家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育を行う事業です。令和6年度から私立認可保育所1か所で事業を実施しています。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	一時預かり事業（一時的保育事業）
内 容	週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院などの場合のほか、育児疲れ解消などのためにも利用できる事業です。 本事業についてはニーズが高いことから、事業実施箇所の拡充について検討します。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	子育て短期支援事業
内 容	保護者の疾病や疲労等の理由により子どもの養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、一定期間の養育・保育を行う事業です。利用目的や時間帯などにより「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」(7日以内)と「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」(平日夜間又は休日)の2つの事業形態があります。 事業ニーズを把握しながら、近隣町村との広域的な事業展開を検討します。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係 保育支援係

施 策	ファミリー・サポート・センター事業
内 容	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営される事業で、子どもの預かりや送迎をはじめとした多様なニーズに対応しています。また、利用者支援事業として、低所得、ひとり親等の世帯に対し、無料チケットの発行も行っています。会員数の拡大を推進していきます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
内 容	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として事業実施を推進します。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	多子世帯にかかる保育料の無償化事業(再掲)
内 容	多子世帯への子育て支援として、保育施設等を同時利用する児童のうち、2人目以降の保育料を全額無償化します。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	入園、就学にかかわる費用の助成の充実(再掲)
内 容	経済的な理由により、入園(保育所等)、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を行います。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係 教育指導課 学務係

③子どもの成長と発達の支援

施 策	各種乳幼児健診の充実(再掲)
内 容	乳児一般健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の受診率向上のため、受診勧奨や未受診者へのアプローチを継続実施し、病気等の早期発見に努めます。また、1歳6か月児健診、3歳児健診の未受診理由として、保護者の就労によるものが多いことから、早めに健診日程を通知するように努めます。 さらに、保護者の育児不安を軽減するための相談の機会を設けるなど、親と子どもの健康づくりを支援する健診を目指します。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

施 策	感染症予防対策
内 容	感染症等の予防を図るため、予防接種を定期的に行っています。標準的な接種年齢（月齢）となった際に、対象者に対し予診票を送付して接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。 また、予防接種について正しい知識の普及啓発に努めます。
担 当 課 等	町民保険課 健康予防係

(3) 学童期・思春期

①心と体を大切にする教育の推進

施 策	自尊心を高める教育の推進
内 容	児童生徒の日常的な取組に対しての「がんばり」や「優しさ」を見つけ、勇気づけるボイスシャワーの実践により、子どもが自分自身の存在意識を認識し、自尊心を高めていくことができる取組を充実させます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係

施 策	性に関する正しい知識を育む教育の推進
内 容	子どもの発達段階に応じて、男女の性の違いやしぐみ、性行動についての正しい知識を深めていくための性教育を推進します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係

施 策	飲酒・喫煙、薬物乱用防止教育の推進
内 容	国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づいて、薬物等に関する専門知識を有する警察職員や保健所職員、学校薬剤師等と連携し、子どもの発達段階に応じて、学校における薬物乱用防止教育の充実強化に努めます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係

②子どもの成長と発達の支援

施 策	感染症予防対策(再掲)
内 容	感染症等の予防を図るため、予防接種を定期的に行っています。標準的な接種年齢（月齢）となった際に、対象者に対し予診票を送付して接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。 また、予防接種について正しい知識の普及啓発に努めます。
担 当 課 等	町民保険課 健康予防係

③次代の「親」となるための育成支援

施 策	次代の親となるための体験活動の充実
内 容	思春期に生命の尊厳や性に関する教育を行うことにより、子どもたちの心身の健全な育成を図れるよう、中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流をするための職場体験学習や保育体験学習の受け入れを推進します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、子ども家庭課 さんさん保育所係

施 策	職業観の育成と就業支援
内 容	自ら職業観をもち、主体的に行動し、社会の一員として自立することを促していくため、小学校における夢スクールや職場体験の実施による職業観の育成、企業との連携で子どもたちの体験をつなぐ「かでなっ子ハローワーク」など、多様な体験活動の機会を提供します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係 社会教育課 社会教育係

④放課後の子どもの居場所づくり

施 策	放課後児童健全育成事業
内 容	就労などの理由により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。 現在、公設2か所、民間4か所において本事業を実施しておりますが、待機児童を解消し、今後も、子どもの居場所を確保するため、民設による本事業の実施箇所の拡充を推進します。また、必要に応じ、公設の定員数の拡充を検討します。 さらに、放課後児童支援員の資質向上のための研修の実施及び放課後児童支援員の処遇改善支援に取り組みます。
担 当 課 等	子ども家庭課 保育支援係

施 策	放課後子ども教室事業
内 容	嘉手納町の児童を対象に、学校の施設を活用して子ども達が安全に過ごせる場所（居場所）を提供し、学習支援や地域住民との交流等をとおして、子ども達が心豊かに育まれる環境づくりを推進する事業です。 当該事業において、地域の方とのつながりを大切にしながら子どもの健全な育成を図ります。
担 当 課 等	社会教育課 社会教育係

施 策	学習等施設の活用
内 容	「嘉手納地区学習等供用施設・児童館」と「屋良地区体育館・図書室」では地域住民の福祉増進を図るとともに、子ども達の健全な遊びを提供する場として運用しています。当該施設は放課後をはじめ、休日にも開館することで子どもの居場所を広く提供しており、今後も遊びのプログラムの充実を図っていきます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

⑤いじめ、非行、不登校等への対応

施 策	問題行動等の早期発見
内 容	「いじめ」や「暴力」、その他の問題行動に関する実態調査を毎月実施するとともに、「不登校」、「欠席」児童に対する所在確認作業を行い、問題行動の早期発見と未然防止に努めます。 街頭指導をとおして、青少年の非行防止と環境浄化を推進します。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、社会教育課 社会教育係

施 策	相談・支援体制の充実
内 容	教育相談員等の活用、スクールカウンセラーとの連携・強化を図り、課題をもつ子どもたちの相談や保護者の悩み等に対する相談活動の充実に努めます。 教育支援教室「ふれあいスクール」において、不登校児童生徒の学校復帰を積極的に支援するとともに、欠席幼児児童に対する即対応体制の確立を図ります。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、青少年センター

施 策	関係機関との連携
内 容	青少年の健全育成を図るため、家庭・地域・学校・警察・民間企業等の関係機関・団体との連携体制の強化に努めます。
担 当 課 等	教育指導課 教育支援係、子ども家庭課 児童福祉係

基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 地域の子育て支援の推進

①社会全体での子育て意識の向上

施 策	福祉意識の啓発
内 容	多様性を認め合い、みんなで支え合う活動の輪を広げていく事ができるように、学校や関係機関、地域と連携し、思いやりの心を育む啓発活動や福祉教育を推進します。 また、地域や人と人のつながりやふれあう機会の充実を図ります。
担 当 課 等	福祉課 社会福祉係

施 策	地域コミュニティの育成、活性化支援
内 容	自治会等の地域コミュニティ組織の育成に対する活動支援を行うとともに、「あいさつ運動」等を通して近隣住民のコミュニティづくりを促します。 地域の社会教育団体の活性化を推進するとともに、それらの活動や子どもに係る社会教育事業等を通して、地域コミュニティの育成及び活性化を図ります。
担 当 課 等	総務課 管財防災係、社会教育課 社会教育係、中央公民館

施 策	地域の子育て支援ネットワークの構築
内 容	地域における子育て支援機能を強化していくため、住民を含め社会全体が協働して子育て支援に取り組むネットワークの構築を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

②子育て支援、情報提供と支援体制の充実

施 策	地域子育て支援拠点事業
内 容	子育て中の保護者等が、地域支援等から孤立し育児不安等を抱えることのないよう、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後も事業の継続実施に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 子育て支援センター係 保育支援係

施 策	相談体制の充実
内 容	関係機関との調整、各種相談窓口の情報提供を行うなど、利用者の利便性を考慮した相談体制の構築を図ります。 こども家庭センターを中心に、関係機関との連携を密にした相談支援のネットワークの強化に努めます。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係 児童福祉係

施 策	情報提供の充実
内 容	広報紙、ホームページ等への福祉サービス情報の掲載や SNS 等による情報発信など、多様な媒体を通じた情報提供の充実に努めます。 子育てに関する情報提供の一元化を図るため、こども家庭センターを拠点とした情報提供のネットワーク化を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課

③子育てを支援する団体、人材の育成・確保

施 策	子育てサポーター等の養成・確保
内 容	子育て経験者を中心に、子育てサポーター等の養成講座を開催し、ファミリー・サポート・センターを活用した地域での多様な子育て支援体制に取り組みます。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	母子保健推進員活動の促進
内 容	母子保健推進員の活動を促進するとともに、人材確保にも努め、地域の子育て力の充実を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課 母子保健係

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

①良好な居住環境の整備

施 策	持続可能なまちづくり
内 容	密集市街地や狭隘道路などの暮らしの阻害要因を改善し、将来にわたり住み良い居住空間、活発な都市空間の形成を図るとともに、都市公園や緑地の機能強化や環境整備をとおして、「まち」と「みどり」が共存・融合する持続可能なまちづくりを目指します。
担 当 課 等	都市建設課 都市計画係

施 策	住まいの確保
内 容	町内に点在する空き家や空地の利用、周辺環境の整備等を促進します。公営住宅は戸数の確保のため、老朽化した公営住宅の建替え事業の推進と、既存公営住宅の適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。 継続して、多子世帯、ひとり親世帯等の公営住宅への優先入居の処遇に配慮していきます。
担 当 課 等	都市建設課 施設建設係 施設管理係

②子育てにやさしい環境の整備

施 策	生活環境におけるバリアフリー化の推進
内 容	「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づく施設の整備基準を基本とし、すべての町民の利便性が高まるユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進するとともに、公共施設等において、子どもサイズの便座、ベビーベッドやトイレ個室のベビーチェア、授乳室の設置など、子育て家庭が安心して利用できる施設等の整備を推進します。
担 当 課 等	各課(施設管理担当課等)

施 策	安全・安心な道路整備の推進
内 容	交通量の多い幹線道路や地区内の信号がない交差点など交通事故が発生しやすい危険な箇所については、歩道の安全確保や交差点部の見通しの確保などを働きかけ、利用者の安全性の確保に努めます。
担 当 課 等	都市建設課 施設管理係

(3) 共働き・共育での推進、家事・子育てへの主体的な参画促進

①働き方の見直し等の啓発活動の推進

施 策	男女共同参画意識の形成
内 容	男女が共に社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、講演会や情報発信等、様々な啓発活動を実施し、男女共同参画社会への理解を深める取組を推進します。
担 当 課 等	企画財政課 企画推進係

施 策	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動の推進
内 容	子育て中の親が「仕事」と「家庭生活」のバランスを取りながら、ゆとりをもって子どもを生み育てていくことができるよう、仕事と家庭生活の調和を図るための啓発活動に取り組めます。
担 当 課 等	産業環境課 商工振興係

②子育て家庭等に対する就労支援

施 策	育児休業制度の周知
内 容	仕事と育児を両立し、働きながら安心して子どもを育てていくことができるよう、育児休業制度の普及・拡充を促進するとともに、制度を利用しやすい就業環境づくりを推進します。
担 当 課 等	産業環境課 商工振興係

施 策	再就職支援の充実
内 容	就職相談窓口(グッジョブ・サポート・嘉手納)を設置し、出産、育児、介護などで休職や退職した保護者の職場復帰、再就職の機会確保のため、就業情報の提供の充実に努めます。 また、就業機会の拡大を図ることを目的に、就業に有利となる資格等の取得にかかる経費の補助を行う雇用促進資格取得支援事業を継続実施します。
担 当 課 等	産業環境課 商工振興係

(4) ひとり親家庭等への支援

①経済的支援

施 策	経済的支援の充実
内 容	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などのひとり親家庭等に対する各種助成制度や支援事業の推進を図るとともに、各種制度の周知を図り、経済的負担の軽減を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

施 策	母子及び父子家庭等医療費助成
内 容	母子及び父子家庭並びに養育者に対して、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、保健の向上等を図ります。
担 当 課 等	子ども家庭課 児童福祉係

②就職・日常生活支援

施 策	ひとり親世帯に配慮した住宅確保支援
内 容	ひとり親世帯の公営住宅の優先入居に配慮します。
担 当 課 等	都市建設課 施設管理係

施 策	就職相談支援の充実
内 容	職業安定所等との連携を図り、就業相談、職業情報の提供並びに就業能力の向上等に向けた支援の充実に努めます。
担 当 課 等	産業環境課 商工振興係

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 嘉手納町における教育・保育提供区域の考え方

本町の人口規模や地域資源等を勘案すると、町全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本町においては教育・保育提供区域を町全域と設定します。

2 教育・保育の量の見込み

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。町内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等（幼稚園・保育園等）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定0－2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 1号認定（教育ニーズ）の実績・量の見込み・確保方策区域の設定

実績値

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	198	203	180	155	143

量の見込み・確保方策

（単位：人）

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	138	131	119	112	108
確保方策（定員数）	310	310	310	310	310

(3) 2号認定（保育ニーズ）の実績・量の見込み・確保方策

実績値

（単位：人）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	211	205	208	200	195

量の見込み・確保方策

（単位：人）

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	269	256	231	218	210
確保方策（定員数）	283	283	283	283	283

(4) 3号認定(0歳児、1歳児、2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

実績値

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	34	52	45	33	26

量の見込み・確保方策

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	35	34	34	33	32
確保方策(定員数)	52	52	52	52	52

②3号認定(1歳児)

実績値

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	99	90	99	100	84

量の見込み・確保方策

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	72	78	76	75	73
確保方策(定員数)	79	79	79	79	79

③3号認定(2歳児)

実績値

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	96	99	92	96	94

量の見込み・確保方策

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	86	74	79	78	77
確保方策(定員数)	107	107	107	107	107

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。嘉手納町では、令和6年度からはこども家庭センターとして母子保健と児童福祉が一体となって相談支援事業を実施しています。

実績値

(単位:箇所)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実施箇所	1	1	1	1	2

量の見込み・確保方策

(単位:箇所)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

【妊婦等包括相談支援事業】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出時又は新生児訪問時)やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談事業です。「こども家庭センター」では、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

量の見込み・確保方策

(単位:回)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	303	297	294	285	282
①妊娠届出時	101	99	98	95	94
②妊娠8か月前後	101	99	98	95	94
③出生届出	101	99	98	95	94
確保方策	303	297	294	285	282

※②は面談又はアンケートによる実施、③は出生届提出時又は新生児訪問と併せて実施。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

実績値

(単位:延べ人数,箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	利用人数 人回/年	1,383	727	1,758	2,287	2,678
	実施箇所	1	1	1	1	1

※R6年度の見込は、R6年度1月までの実績に令和5年度2-3月の実績を勘案し、設定しています。

量の見込みと確保の内容

(単位:延べ人数,箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2,438	2,436	2,600	2,665	2,714
確保方策	2,438	2,436	2,600	2,665	2,714
箇所数	1	1	1	1	1

※量の見込みは、過去の利用実績回数を考慮し算出しています。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実績値

(単位:延べ回数)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	1,724	1,698	1,593	1,371	1,566

量の見込みと確保の内容

(単位:延べ回数)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1,459	1,431	1,416	1,373	1,358
確保方策	1,459	1,431	1,416	1,373	1,358

※過去の対象人数を0歳実績人口で除した値に、0歳推計人口及び過去の1人当たり受診回数(実績/0歳人口)の8.5回/人を乗じた値を量の見込みとして設定しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実績値

(単位:人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	134	118	113	99	105

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	101	99	98	95	94
確保方策	101	99	98	95	94

※0 歳推計人口を量の見込みとして設定しています。

【産後ケア事業】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児の手技等の具体的な指導及び相談を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

<産後ケア事業算出式>

$$\text{量の見込み(人日)} = \text{推計産婦数(人)} \times \text{利用見込み産婦数(人)} \div \text{全産婦数(人)} \\ \times \text{平均利用日数(日)}$$

量の見込み・確保方策

(単位:人日)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	90	88	87	84	83
推計産婦数	101	99	98	95	94
利用見込み産婦率	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%
平均利用日数	4	4	4	4	4
確保方策	90	88	87	84	83

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実績値

(単位:人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

※利用実績はないものの、今後、支援を必要とする方は一定程度いると考え、量の見込みを設定しています。

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

①子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み					
確保方策					

②児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み					
確保方策					

③親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

本事業は、新たに創設した事業であることから、今後事業実績値を把握したうえで、量の見込みを設定していくものとします。

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み					
確保方策					

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

実績値

(単位:延べ人数)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

(単位:延べ人数)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

※過去の実績値を採用しています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 就学児

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。小学生に対する子育て援助活動支援事業は、これまでどおりファミリー・サポート・センターと連携し、量の見込みに対する確保を図ります。

実績値

(単位:延べ人数)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	34	10	1	4	0

※ファミリー・サポート・センター事業を放課後の子どもの居場所として利用した実績値。

※R6年度の見込は、R6年度2月までの実績に令和5年度3月の実績を勘案し、設定しています。

量の見込みと確保の内容

(単位:延べ人数)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

※量の見込みは、過去の利用率を考慮し算出しています。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆在園児対応型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

実績値

(単位: 延べ回数・箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	利用人数	23,141	21,641	22,459	20,809	22,783
	実施箇所	4	4	4	4	4

量の見込みと確保の内容

(単位: 延べ回数・箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	20,604	19,788	18,025	17,212	16,748
確保方策	20,604	19,788	18,025	17,212	16,748
箇所数	4	4	4	4	4

※量の見込みは、過去の利用率を考慮し算出しています。

◆在園児対応型以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

実績値

(単位: 延べ回数・箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	利用人数	303	531	720	584	864
	実施箇所	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

(単位: 延べ回数・箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	577	552	525	505	491
確保方策	577	552	525	505	491
箇所数	1	2	2	2	2

※量の見込みは、過去の利用率を考慮し算出しています。

【乳児等通園支援事業】

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で、令和8年度から全ての自治体で実施が義務化されます。

<基本的な算出式>（小数点以下切り上げ）

（対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）） ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※1）0歳6か月から満3歳未満

（※2）月一定時間は、本調査においては、月10時間と仮定します。

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とします。

A 推計人口

（単位:人）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	101	99	98	95	94
1歳児	97	104	102	101	98
2歳児	115	99	106	104	103

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

（単位:人）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	35	34	34	33	32
1歳児	72	78	76	75	73
2歳児	86	74	79	78	77

C 未就園児数(A-B)

（単位:人）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	16	16	15	15	15
1歳児	25	26	26	26	25
2歳児	29	25	27	26	26

※0歳児は生後6か月から利用可能なため、A÷2-Bとしています。

D 必要定員数(C×10÷176)

（単位:人日）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	2
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

令和5年度以降、町内9か所において延長保育事業を実施しています。

実績値

(単位:人・箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	利用人数	149	137	228	158	—
	実施箇所	7	7	7	9	9

量の見込みと確保の内容

(単位:人・箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	185	177	168	162	157
確保の内容	185	177	168	162	157
箇所数	8	8	8	8	8

※量の見込みは、過去の利用率を考慮し算出しています。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。令和6年度から、町内私立認可保育所1か所で実施しています。

実績値

(単位:人・箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	利用人数	26	15	25	38	21
	実施箇所	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	42	40	38	36	35
確保方策	42	40	38	36	35

※量の見込みは、過去の利用率を考慮し算出しています。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実績値

(単位:人・箇所)

	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値※	申込者数	209	241	318	284	288
	利用者数	156	203	226	220	212
	定員数	156	207	261	260	220
	実施箇所	6	7	8	8	7

量の見込みと確保の内容

(単位:人・箇所)

	区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	合計	291	278	277	265	251
	内)1年	114	114	116	105	98
	内)2年	81	78	78	79	72
	内)3年	72	65	63	63	63
	内)4年	20	17	16	15	15
	内)5年	3	3	3	2	2
	内)6年	1	1	1	1	1
定員数		218	248	248	248	248
箇所数		7	8	8	8	8

※量の見込みは、過去の学年ごとの利用率を考慮し算出しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

実績値

(単位:人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	3	3	2	2	3

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

※直近の実績値をもとに算出しています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後の情勢を見極めながら、必要に応じて実施を検討します。

実績値

(単位:人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	-	-	-	-	-

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報誌や町ホームページによる広報等により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督にあたっては、県と必要な情報を共有し、協働で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

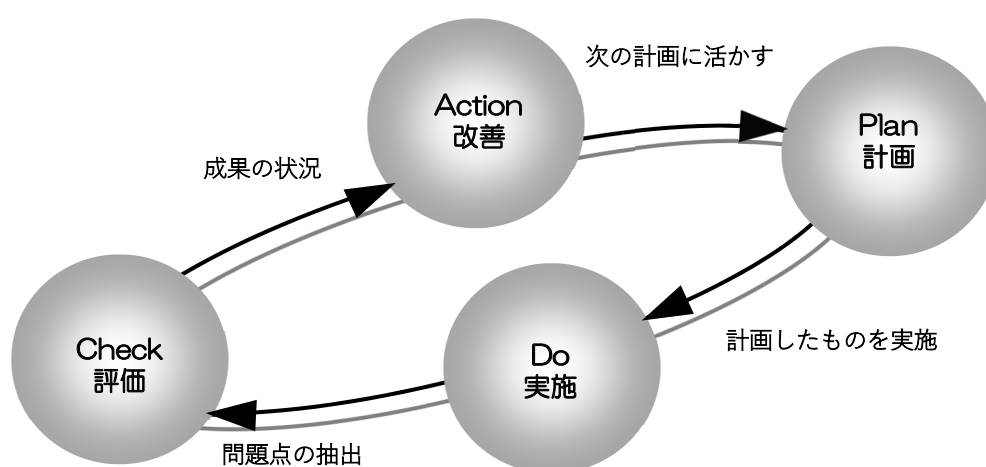
第6章 推進体制

1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCAサイクルを用いて把握するとともに「嘉手納町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

また、町の子育て施策の取組について、子ども・若者や子育て当事者等の意見を聴取していく等、様々な手法を検討します。



2 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取組や事業の進捗状況について、広報紙やホームページ、町が活用している様々な媒体を活用して、広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。

さらに、計画の見直しや国の動向等で、子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

3 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育、保育、母子保健、障害福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても、子ども家庭課をはじめ、関係各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、町民、家庭、地域、事業者、各種団体その他の行政機関等がそれぞれの役割を理解しながら、相互に連携をし、取組を広げていきます。

参考資料

1. 嘉手納町子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規に基づき、合議制の機関として、嘉手納町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(令5条例5・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例5・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し知識経験のある者

(4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条(第1項ただし書を除く。)の規定は、部会について準用する。この場合において、「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(平27条例2・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 嘉手納町子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月1日現在

役職等	氏 名	所属等
会 長	前堂 志乃	沖縄国際大学 准教授
副会長	玉城 睦月子	嘉手納町第二保育所 所長
委 員	池原 基生	学校法人キリスト栄光学院 栄光幼稚園 園長
委 員	那須 成仁	社会福祉法人双葉福祉会 第三まきら保育園 kadena 園長
委 員	久手堅 公毅	社会福祉法人あいくる福祉会 アイビス嘉手納保育園 園長
委 員	松田 正江	一般社団法人 ミッキー保育園 園長
委 員	津波古 香織	嘉手納町さんさん保育所 所長
委 員	兼本 若子	嘉手納町立嘉手納幼稚園 教頭
委 員	照屋 一貴	嘉手納町さんさん保育所 保護者代表
委 員	山内 未希男	嘉手納町立嘉手納幼稚園 保護者代表
委 員	松本 優太	栄光幼稚園 保護者代表

3. 用語解説

【か行】

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(子ども・子育て支援法第7条)

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均をとった指標。

こども家庭センター

市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

こども家庭庁

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔。2023年4月発足。

子ども・子育て会議

有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組み。国が設置する会議と地方自治体が設置する会議がある。

子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部改正)
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(子ども・子育て支援法第7条)。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度。教育・保育施設を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもの豊かな育成と安心した子育てを支援するため、地域の実情に応じて、「量の拡充」と「質の向上」の両面から行う取組のこと。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立した、教育保育の給付等新しい子ども・子育て支援について規定した法律。

子ども・子育てビジョン

平成22年1月に閣議決定した、「子どもが主人公」「社会全体で子育てを支える」等を掲げた大綱。

こどもの貧困

相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のこと。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、国の7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月制定。少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。国や地方自治体だけでなく一般企業まで次世代育成支援の取組が求められた。平成26年度までの10年間の時限立法だったが、令和7年までに期間が延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（子ども・子育て支援法第61条）

児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されている手当。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。関連相談機関の1つである児童相談所や、被害者を居住させ保護する施設の1つとして考えられている母子生活支援施設について、規定されている。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づいて国の基本施策として、「1.（若者の）自立への希望と力」、「2.（子育ての）不安と障壁の除去」、「3. 子育ての新たな支え合いと連帯（家族のきずなと地域のきずな）」の、少子化の流れを変えるための3つの視点から、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進するとした。平成16年6月閣議決定。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行う。

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付に加えて、地域の実情に合わせた子ども・子育て支援のための事業。「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つがある。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に規定された、市町村が子どもと子育てを支援するための13事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業がある。（子ども・子育て支援法第59条）

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けずに私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）

【な行】

ニッポン一億総活躍プラン

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も1億人を維持し、家庭・職場・地域で誰もが活躍できる社会を目指すことを掲げた内閣府の計画。

認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、教育と保育を提供でき、地域に対して子育て支援機能を有する施設で、都道府県の認定を受けた教育保育施設。

【は行】

パブリックコメント

意見公募手続のこと。行政機関が、これから策定しようとしている各施策分野の基本的な計画等の策定過程において、案の段階で広く住民に公表し、寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

バリアフリー

障害のある人が地域の中で通常に暮らせる社会づくりを目指して、障害のある人の社会参加を困難にしている物理的、制度的、心理的な障壁（バリア）を除去しようとする考え。

ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、祖父母による養育家庭等をいう。

ブックスタート事業

家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す事業。「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（子ども読書活動推進基本計画）に記載がある。

ペアレント・トレーニング

子どもへの適した接し方を学ぶことで、楽しく子育てができる力を身につけていくプログラム。

保育所

保育を必要とする乳児（0～2歳）又は幼児（3～5歳）を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設。経営主体が、都道府県、市町村の「公営保育所」とそれ以外の「私営保育所」がある。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で教育・保育給付認定する仕組み。（子ども・子育て支援法第19条）

【参考】認定区分

- ◆1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども
- ◆2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ◆3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後児童支援員

都道府県知事が行う研修を修了した、放課後児童健全育成事業の実施者。都道府県知事が行う研修を修了する必要がある。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、全ての人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

幼稚園

学校教育法に基づく、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的する教育施設。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づく、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

嘉手納町第1期こども計画 第3期子ども・子育て支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】

発行年月 令和7年3月

編集・発行 嘉手納町役場 子ども家庭課
〒904-0293

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588

TEL:098-956-1111(内線 272)

FAX:098-956-9508

